

第11 自動火災報知設備

(令第21条, 則第23条～第24条の2, 平成9年告示第9号関係, 平3.12.6 消防予第240号)

1 受信機

(1) 常用電源

常用電源は, 交流電源によるものとし, 次によること。

ア 電源の電圧及び容量が適正であること。(電圧300V以下)

イ 定格電圧が60Vを超える受信機の金属製外箱は, 努めて接地工事を施すこと。

ウ 電源は, 専用回路とし, 配電盤又は分電盤により, 階別主開閉器の電源側から分岐すること。ただし, 他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で, 自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれがないときは, 共用することができる。

エ 回路の分岐点から3m以下の箇所に各極を同時に開閉できる開閉器及び過電流遮断器(定格遮断電流20A以下のもの)を設けること。

オ 開閉器の表示は見やすい箇所とし, 色は赤色とすること。■

(2) 非常電源

第3 非常電源の例によるほか, 受信機の予備電源が当該自動火災報知設備の非常電源として必要な容量以上である場合は, 非常電源を省略することができるものであること。

(3) 設置場所等

ア 温度又は湿度が高い場所, 衝撃, 振動等が激しい場所等, 受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

イ 操作上必要な空間を次により確保すること。■

(ア) 扉の開閉に支障のない位置とすること。

(イ) 前面に1m以上の空間をとること。

(ウ) 背面に扉があるものは, 点検に必要な空間を有すること。

ウ 地震動等の振動による障害がないよう堅ろうに, かつ, 傾きのないように設置すること。

エ 1棟の建築物は, 1台の受信機で監視するものであること。ただし, 次のすべてに該当する場合は, この限りでない。

(ア) 同一敷地内に2以上の建築物(自動火災報知設備を設置するものに限る。(ウ)において同じ。))があること。

(イ) 防災センター, 守衛所等の集中的な管理ができる火災受信所があること。

(ウ) 当該受信所と各建築物との間に, 次に掲げる同時通話装置のいずれかが設けられていること。

a 発信機(P型1級, T型)

- b 非常電話
 - c インターホーン
 - d 構内電話で緊急割込みの機能を有するもの
- オ 放送設備を設置する防火対象物にあつては、原則として、当該放送設備の操作部（遠隔操作器を含む。）と併設すること。■
- カ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、当該宿直室等に副受信機又は音響装置を設けること。■
- キ 主音響装置及び副音響装置の音圧及び音色
- (ア) 他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。
 - (イ) 主音響装置及び副音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。
- ク 総合操作盤等
- 第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

(4) 機器

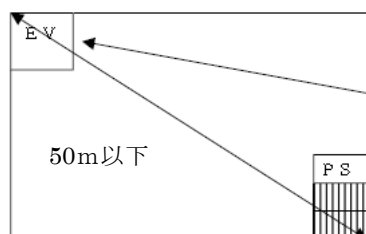
- ア 一の表示窓で複数の警戒区域を表示しないこと。
- イ 煙感知器を接続させるものにあつては、原則として、蓄積式のものとする。ただし、次のいずれかに該当するものにあつてはこの限りではない。
- (ア) 中継器又は感知器に蓄積式のを設けた場合
 - (イ) 二信号式受信機を設けた場合
 - (ウ) その他非火災報に対する措置を有効に講じた場合
- ウ 増設工事等に対応できるよう、受信機には余裕回線を残しておくこと。■
- エ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りではない。

(5) 警戒区域

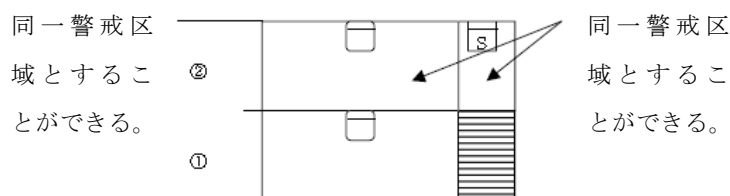
- ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されていること。
- ウ 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500㎡以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域のいずれかの部分に階段、吹き抜け等が設けられていること。
- エ 階段、傾斜路等にあつては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。ただし、地階（地階の階数が一の防火対象物を除く。）の階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。
- オ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する

場所が同一防火対象物に2以上ある場所で、水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。(第11-1図)

カ 階数が2以下の防火対象物の階段及び廊下、通路等は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。(第11-2図)



第11-1図



第11-2図

キ 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。

ク 外気に面して常時開放された下屋(車庫、倉庫等)で則第23条第4項第1号ロに該当する場所の警戒区域は、当該部分を含めて設定するものであること。ただし、軒下等で感知器が設置されていない場合は、当該警戒区域の面積に含まないことができる。なお、警戒区域の算出にあたっては、壁等の中心線を境界線として面積を算出すること。

ケ 警戒区域は、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。

コ 警戒区域の境界は、間仕切りのない大空間を除き、廊下、通路、壁、防火区画等とすること。なお、原則として関連する部屋(厨房と配膳室等)は、同一警戒区域にまとめること。

サ 令第21条第2項第2号の「主要な出入口」とは、常時使用される室内外の出入口であつて、直接屋外又は廊下に直結している場合をいう。具体的には、学校の講堂や体育館のフロア一部分、劇場や観覧場の客席部分等が該当する。よつて倉庫、工場及び事務所等は、収容物、機械及びロッカー等により見通すことができないので該当しないものである。

シ 特定一階段等防火対象物のうち階数が3階層以下で、かつ、延べ面積が150㎡未満のものにあつては、一の警戒区域は3の階にわたることができ、階段等の堅穴部分を当該区域と同一区域とすることができる。この場合の受信機は、P型3級のもの以外のものとする。

(6) 蓄積機能

蓄積機能による。

(7) 地区音響装置の鳴動停止機能■

非常放送中における地区音響装置の鳴動停止機能を有するものにあつては、次によること。

ア 受信機と放送設備とを結ぶ配線が短絡して地区音響装置を鳴動停止するものにあつては、当該配線が短絡した旨の表示を受信機の見やすい箇所に自動的に表示できるものであること。

イ 受信機と放送設備とを結ぶ配線が開放して地区音響装置を鳴動停止するものにあつては、当該配線が開放した旨の表示を受信機の見やすい箇所に自動的に表示できるものであること。

(8) 再鳴動機能（平15.6.24 消防予第170号）

ア 特定一階段等防火対象物

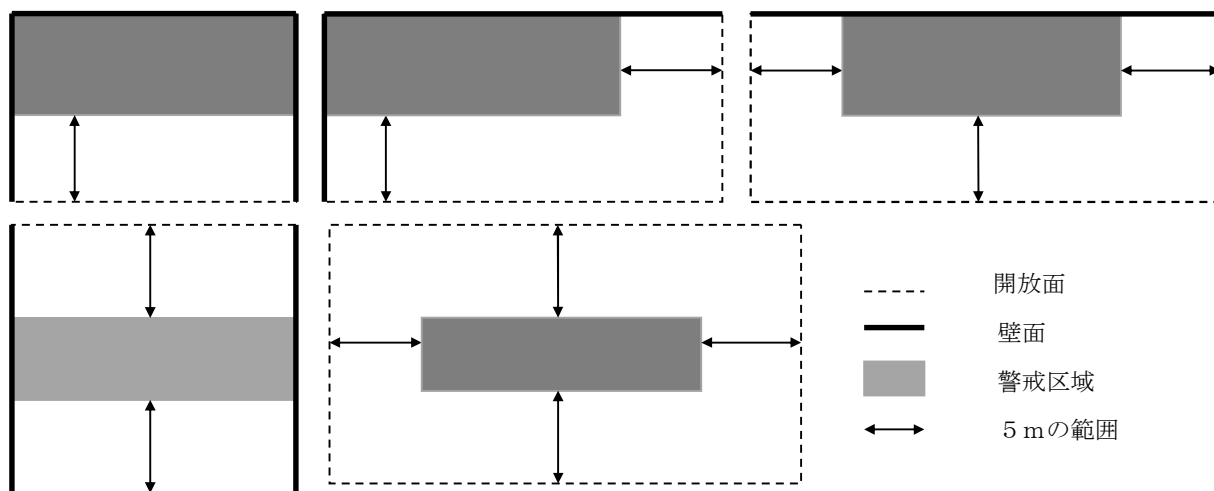
特定一階段等防火対象物に設ける受信機は、地区音響装置の再鳴動機能付のものとする。

イ 前ア以外の防火対象物

特定一階段等防火対象物以外の既存の防火対象物において、地区音響装置の再鳴動機能を有していない受信機を設置している場合にあつては、地区音響停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を、当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。■

2 感知器

(1) 則第23条第4項第1号ニに規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは、外気に面するそれぞれの部分からおおむね5m以内の箇所をいうものであること。ただし、上屋等の高さ、はり、たれ壁等の形態から判断して火災の発生を有効に感知することのできる部分を除くものとする。



第11-3図

(2) 適応感知器の選択方法

感知器は、則第23条第4項から第8項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

ア 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感知器を第11-4表、第11-5表により決定すること。

(ア) 第11-4表の適用

則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)に掲げる場所

(イ) 第11-5表の適用

a 則第23条第5項各号に掲げる場所のうち、第11-5表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。

b 則第23条第6項第2号及び第3号に掲げる場所のうち、第11-5表に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

c 前a又は前bにより煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれがある場合、又は感知が著しく遅れるおそれがある場所に設置する場合は第11-5表中の適応熱感知器を設置すること。

イ 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能(種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等)のすべてが前アの設置条件に適応する感知器を選択すること。

第11-4表

設置場所		適応熱感知器									炎感知器	備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
則第二十三条第四項第一号二(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(1)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積場、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 5 紡績・製材の加工場等火災の拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、污水处理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット型感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
	厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等が高温度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分で炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入する恐れのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェータ、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等における定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用す設備で火災が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

※1 ○印は当該場所に適用することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 3 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 5 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも第11-4表により適応感知器とされたものであること。

第11-5表

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○	
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○	
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○*		○*	○	○	○
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーター昇降路等							○		○	○	○	光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○		○	○	○	
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが8m以上の場所		○								○	○	○

※1 ○印は当該場所に適応すること示す。

2 ○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。

5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。

6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所に適応しない。

7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあっては15m未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあっては20m未満の天井高さで設置するものであること。

8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第11-5表により適応感知器とされたものであること。

9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、則第24条第7号の規定によること。

ウ 工場、倉庫等で足場が容易に確保できない場所や、電車車庫等の危険が伴う場所で、維持管理が十分期待できない場合は、差動式分布型、差動式スポット型と試験器の組み合わせ、自動試験機能対応型感知器等により試験可能なものとする。

エ 高圧の変電設備の上部、ホテルの客室、テナントビル、病院の病室等点検時間等に制限を受けたり、点検しにくいおそれのある場所には、自動試験機能対応型感知器を設けることが望ましいこと。

オ 補償式スポット型又は定温式の性能を有する感知器の公称定温点又は公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものは、最も低い公称作動温度）は、感知器の設置場所の正常時における最高周囲温度よりも20℃以上高いものとする。

カ 複合式の感知器の取付け高さの上限は、低い方の高さを基準とすること。

(3) 感知器の設置方法

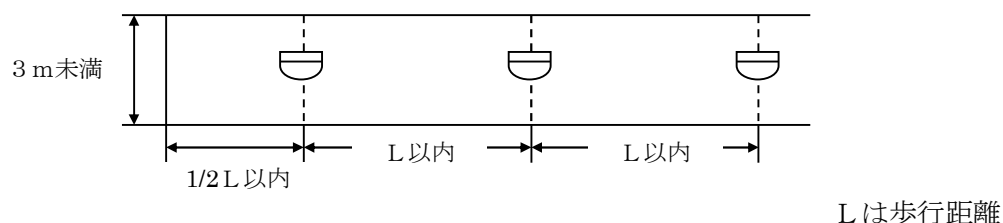
感知器を前アにより設置する場合、則第23条第4項第3号から第9号の規定によるほか、次によること。

ア 則第23条第4項第2号に規定する取り付け面の高さに適応する感知器がない場合は、有効感知ができるものに限り令第32条の規定を適用し第11-4表、又は第11-5表に定める感知器を設置することができる。

イ 前アにより廊下、通路等（幅員3m未満のものに限る。）に熱感知器を設置する場合は次によること。

(ア) 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建築構造と感知器種別により第11-6表に示す歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。

感知器の種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	15m	13m	13m	10m
非耐火	10m	8m	8m	6m

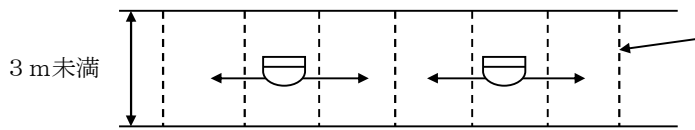


第11-6表

- (イ) 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上1m未満の突出したはり等により小区画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ第11-7表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。

感知器の種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	20㎡	15㎡	15㎡	13㎡
非耐火	15㎡	10㎡	10㎡	8㎡

天井面から0.4m以上,
1m未満



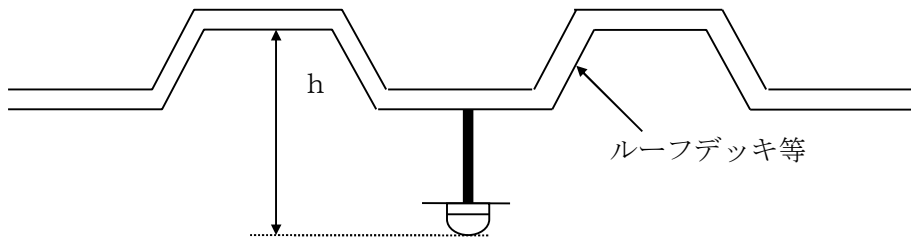
満突出したはり等

第11-7表

- (4) 取付位置の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない。

$$\text{取付位置の高さ} = \frac{(\text{取付面の最高部}) + (\text{取付面の最低部})}{2}$$

- (5) 感知器の取付面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。

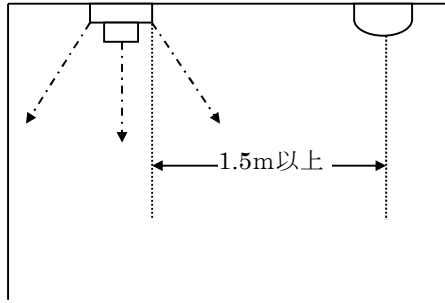


第11-8図

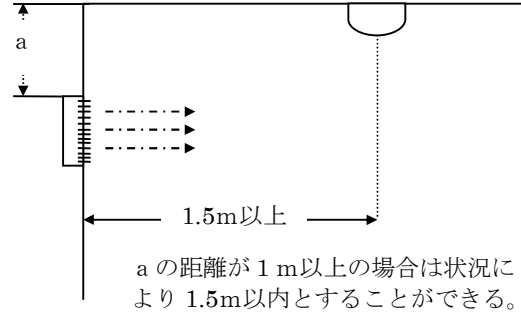
- (6) 換気口等の附近については（差動式分布型及び光電式分離型を除く。）、次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

ア 換気口等の空気吹き出し口が天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。

イ 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から1 m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5 m以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹き出し口が天井面から1 m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5 m以内とすることができる。



第11-9図

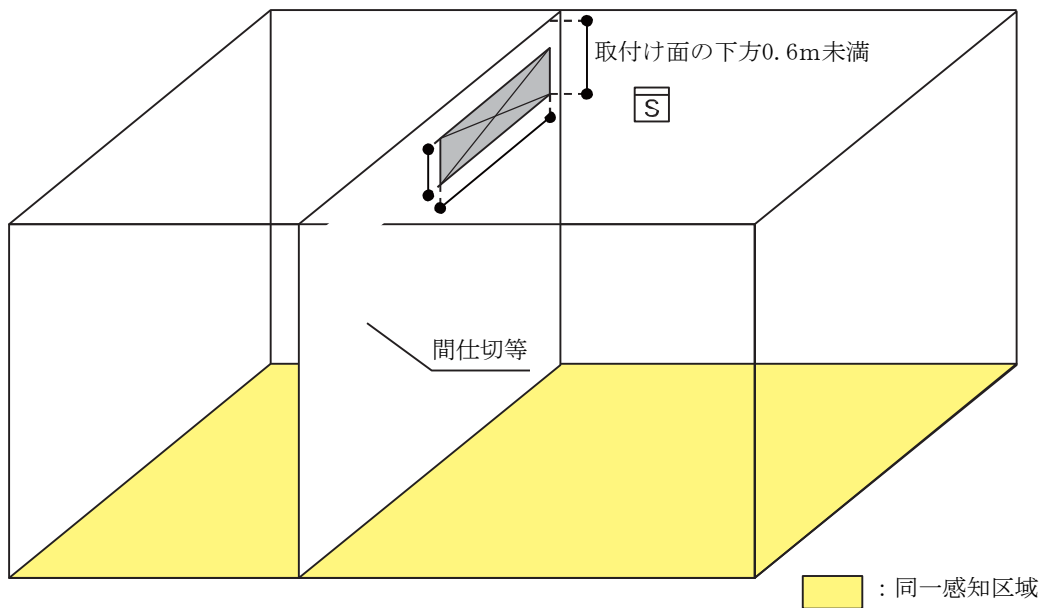


第11-10図

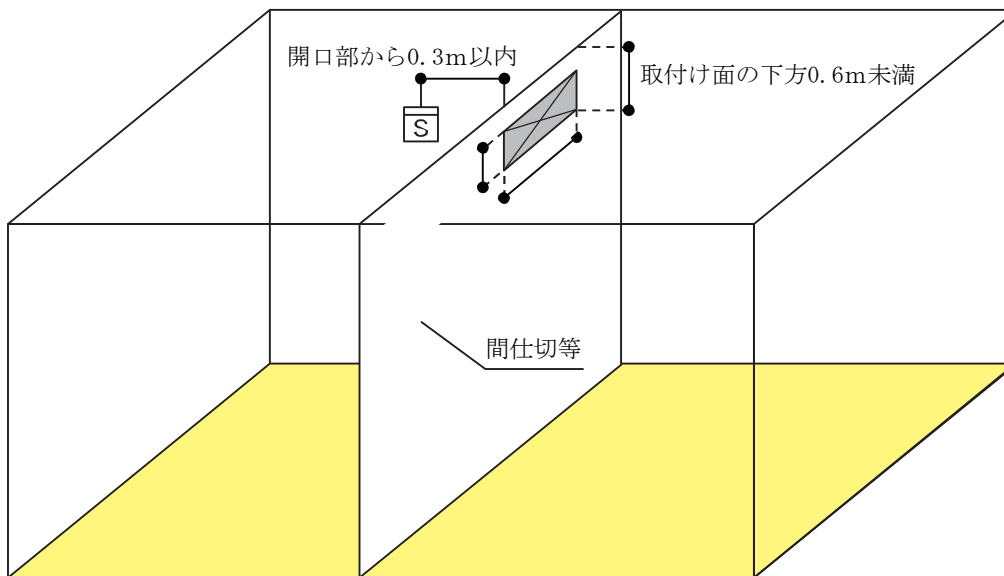
(7) 感知区域は、次によること。(炎感知器の場合を除く。)

ア 煙感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等(以下、「間仕切り等」という。)の上方(取付面の下方0.6 m未満の範囲)の部分に空気の流通する有効な開口部(取付面の下方0.2 m以上×1.8 m以上の間隙)を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。

また、間仕切り等の上部に開口部(0.3 m以上×0.2 m以上)を設け、その開口部から0.3 m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。



第11-11図



第11-12図

イ 1 m未満のはり等により，小区画が連続する場合は，感知器の取付面の高さに応じて，第11-13表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域と見なすことができる。

感知器種別		差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
構造	取付面高さ	1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
	耐火	4 m未満	20m ²	20m ²	20m ²	15m ²	15m ²	13m ²	60m ²	60m ²
4 m～8 m		40m ²								
8 m～15m										
15m～20m										
非耐火	4 m未満	20m ²	20m ²	15m ²	10m ²	10m ²	8m ²	60m ²	60m ²	20m ²
	4 m～8 m									40m ²
	8 m～15m									
	15m～20m									

第11-13表

ウ 細長い居室等の場合

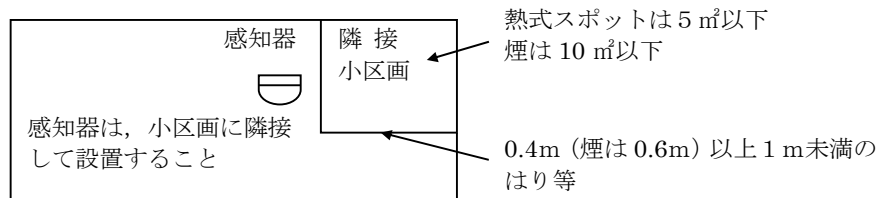
短辺が3 m未満の細長い居室等の場合は，歩行距離が第11-14表で示す数値以内ごとに1個以上設置することができる。

感知器の種別 建物構造	差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1種	2種	特種	1種	
耐火	15m	13m	13m	10m	廊下，通路に準じて設けること。
非耐火	10m	8 m	8 m	6 m	

第11-14表

エ 一の小区域が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあっては0.4m以上）1m未満で区切られた5㎡以下（煙感知器にあっては10㎡以下）の小区域が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。



第11-15図

オ アコーディオンカーテン等で間仕切られた部分は、それぞれ別感知区域とすること。ただし、布製カーテン等の軽微なもので間仕切られたものは、この限りでない。

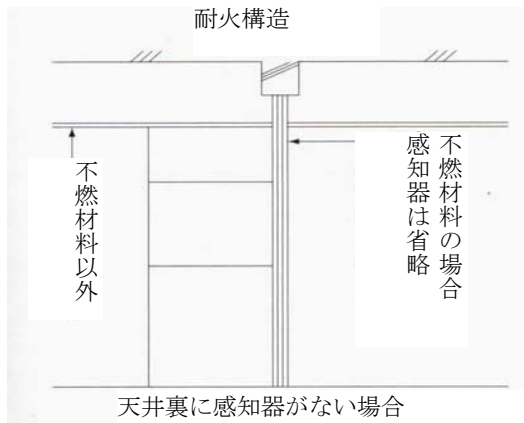
カ 取付面の下方0.6m以上1m未満の部分に短辺が3m以上で長辺が4.5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別感知区域とすること。■

キ ラック式倉庫で取付面高さ20mを超える場合、炎感知器のほか、天井に煙感知器の設置を指導すること。■（平2.7.2）

ク 押入又は4㎡未満の物置（以下、「押入等」という。）の感知区域については次によること。

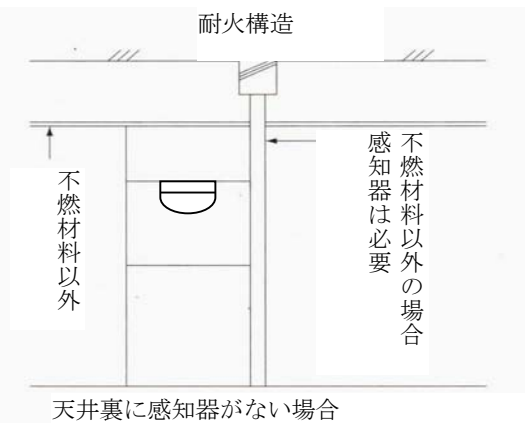
(ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

(イ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設けること。ただし、当該押入等から出火した場合であっても延焼のおそれのない構造とした場合、又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない。



第 11-16 図

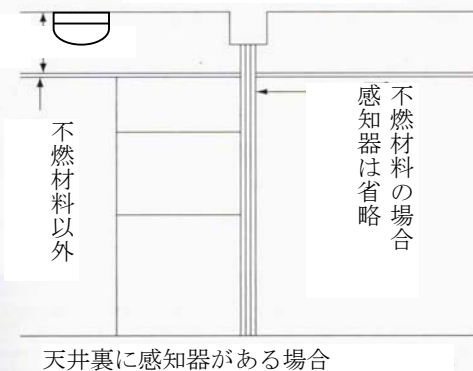
耐火構造以外



第 11-17 図

耐火構造以外

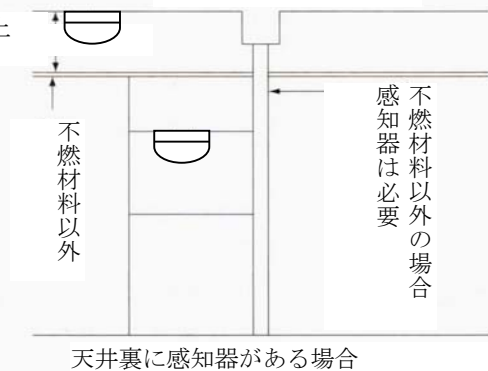
50cm 以上



第 11-18 図

耐火構造

50cm 以上



第 11-19 図

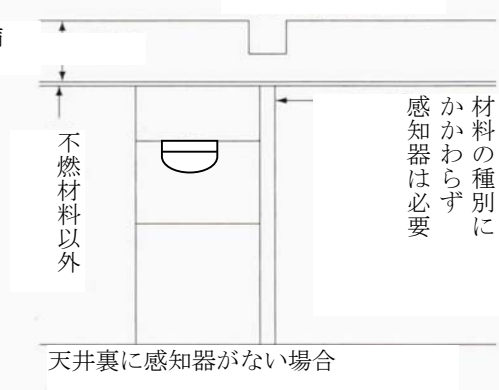
耐火構造以外



第 11-20 図

耐火構造以外

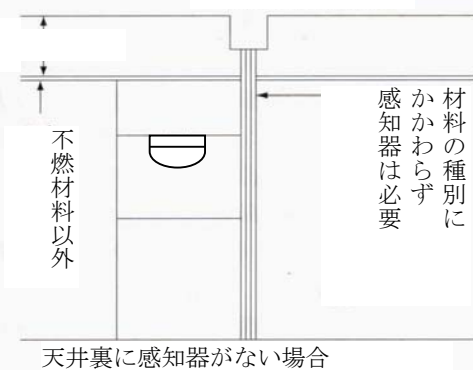
50cm 未満



第 11-21 図

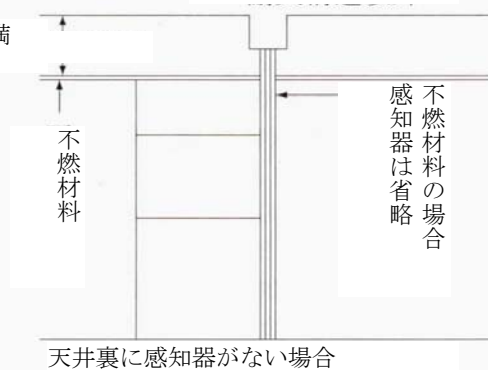
耐火構造以外

50cm 未満

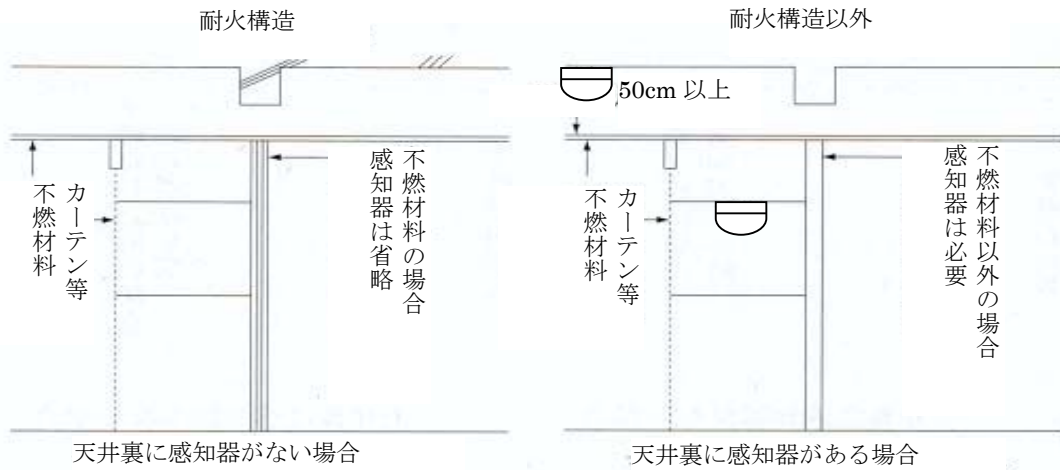


第 11-22 図

50cm 未満



第 11-23 図



第11-24図

第11-25図

(8) 感知器の設置を要しない場所

則第23条第4項第1号イからハによるほか、次によること。

ア 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物資がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号に掲げるもの。

(ア) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみのもの（令第32条の適用申請を要する。（以下「要令第32条」とする。））

(イ) 抄紙工場、清涼飲料等の工場で、洗びん、充填場の部分（要令第32条）

(ウ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分（要令第32条）

イ 屋内プールの水槽部分、プールサイド部分（売店・休憩室等の附属施設を除く。）及び屋内アイススケート場のスケートリンクの滑走部分の上部の部分

ウ 開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分

エ パイプシャフトで水平断面積が1㎡未満の部分（P S内に給湯器等の火気使用設備を設けた場合を含む）。ただし1㎡未満であっても火災予防上必要と判断した場合は設置するものとする。

なお、シャフト内の配管設備が給水等の水系に限られ、施錠管理が確保できる場合は、水平断面積を1.5㎡まで緩和することができる。（平13.7.1）

オ 建基法に規定する準耐火建築物の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分（要令第32条）

カ 恒温室、冷蔵室等で、当該場所において異常な温度上昇を早期に警報できる自動温度調整装置を設けてあるもの。（要令第32条，昭45.9.9消防予第172号）

キ 金庫室（貸金庫、書庫等は含まれない。）で、その開口部に甲種防火設備又はこれと同等以上の防火措置を設けているもの。

ク 便所（電気便座、電気温水器等のヒーター類を内蔵する器具を設置する場合、

当該器具が電安法の基準を満たす器具であり、かつ、出力が2kw超のものを除く。)。ただし、特定用途で不特定多数の者が利用する便所、非特定用途であっても使用者が限定されない便所については感知器の設置をすること。

なお、特定用途であっても使用者が限定される便所は設置を要さない。(平13.7.1)

ケ 次に掲げる部分については感知器の設置を要しないものとする。(平13.7.1)

(ア) 便所に付随した1㎡以上のS K(内部にトイレットペーパー等の可燃物を収容するもので、スプリンクラーヘッド未設置部分を除く。)、浴室及びこれらに類するもの。

(イ) 1㎡未満又は奥行き0.6m未満の食器棚、ショーウィンドー等

(ロ) 倉庫等の大空間の一部において、物入れ(4㎡以下)が存する場合、隣接する煙感知器等で有効に感知できるもの

(ハ) 上記のほか、周囲の感知器によって有効感知できるものと客観的に判断できる部分

コ 電力の開閉所(電力の開閉に油入開閉器を設置するものを除く。)で主要構造部を耐火構造とし、かつ、屋内に面する天井(天井のない場合は、屋根)、壁及び床が不燃材料で造られているもの。(要令第32条)

サ 常時監視されている刑務所、拘置所等の収監施設部分(要令第32条)

シ 金属等を溶融、鋳造等をする設備がある場所で、感知器により有効に火災を感知できない場所(要令第32条)

ス 風除室(可燃物がないものに限る。)

(9) 機器

ア 腐食性ガス等の発生する場所に設ける場合は、防食性の感知器とすること。

イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、適当な防護措置を施したものであること。

ウ 水蒸気等が著しく発生するおそれのある場所(厨房、殺菌室、脱衣室、湯沸室等)に設ける場合は、防水型の感知器とすること。

(10) 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所(電気室の高圧線の上部又は取付面が高い場所等)に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、検出部に表示された指定長以内とすること。

イ 差動式分布型(空気管式)感知器

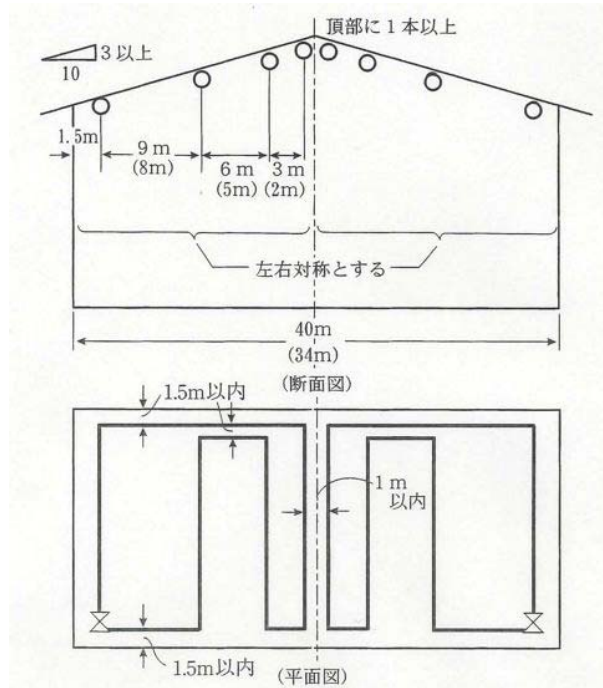
(ア) 空気管を布設する場合で、メッセージワイヤーを使用する場合(空気管とメッセージワイヤーのより合せ及びセルフサポートによる場合等を含む。)は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

(イ) 10分の3以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあつては2m(耐火建築物にあつては3m)、

下方にあっては8 m（耐火建築物にあっては9 m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は5 m（耐火建築物にあっては6 m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である。

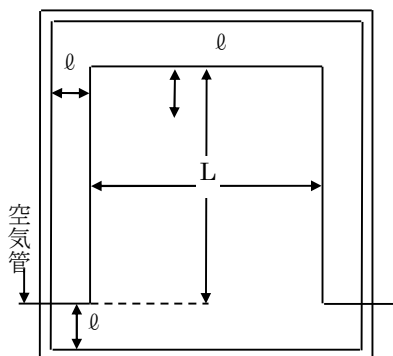
なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。

また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。



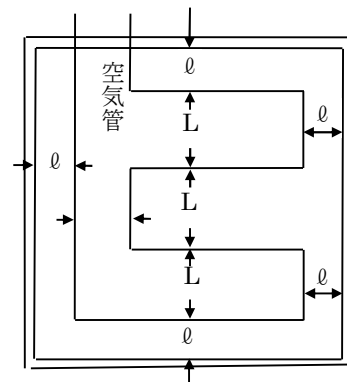
第11-26図

(ウ) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（耐火建築物にあっては9 m）以下とすること。ただし、第11-16図から第11-20図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。



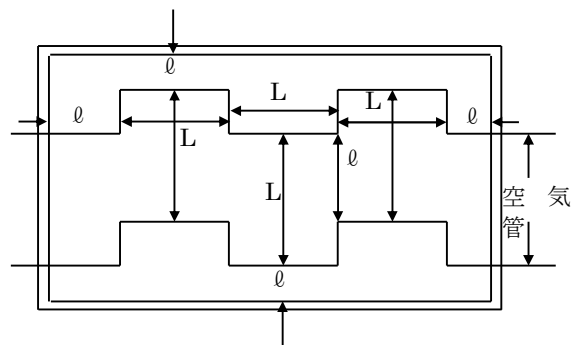
$l = 1.5\text{m以下}$
 $L = 6\text{ m以下}$ （主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9 m以下）

第11-27図 1辺省略の例 (1)



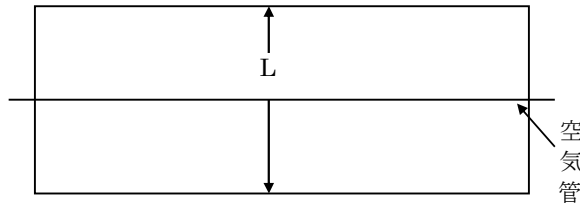
$l = 1.5\text{m以下}$
 $L = 5\text{ m以下}$ （主要構造部を耐火構造とした）

第11-28図 1辺省略の例 (2)



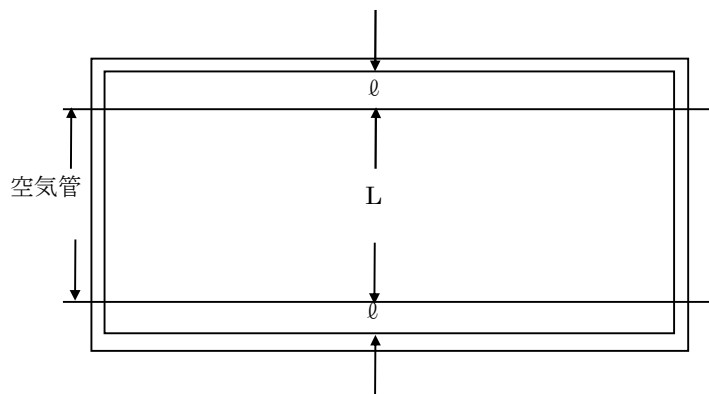
$\ell = 1.5\text{m以下}$
 $L = 6\text{m以下}$ (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては9m以下)

第11-29図 1辺省略の例 (3)



$L = 2\text{m以下}$
 (耐火建築物にあつては3m以下)

第11-30図 2辺省略の例 (1)



$\ell = 1.5\text{m以下}$
 $L = 5\text{m以下}$ (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては6m以下)

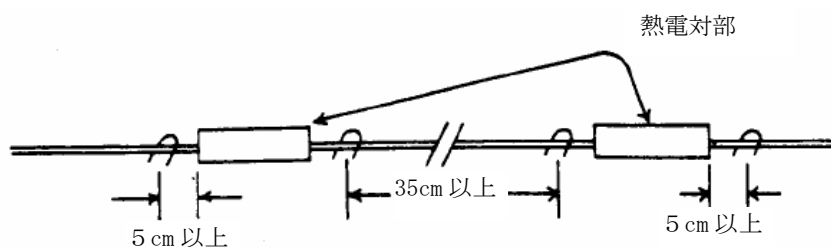
第11-31図 2辺省略の例 (2)

- (エ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が20mに満たない場合は、2重巻き又はコイル巻きとすること。
- (カ) 深さ0.3m以上0.6m未満のはりで区切られた小区画が連続してある場合は、はり間隔2m以下の区画にあつては各区画毎に長辺に平行して1本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔1.5m以下の区画にあつては、1区画おきに設けることができる。
- (キ) 天井面が0.6m以上段違いになっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行が3m以上の場合は、別の感知区域とすること。

- (キ) 検出部を異にする空気が平行して隣接する場合は、その相互間隔を1.5m以内とすること。
- (ク) 一の検出部に接続する空気の長さは100m以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気の長さにも含まれるものであること。
- (ケ) 空気の管は、ステーブル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- (コ) 壁体等の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (カ) 空気の管は、途中で分岐しないこと。
- (シ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ウ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1：4.5以内とすること。
- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに4個以上とすること。
- (エ) 接続電線は、ステーブル等により、確実に止められていること。この場合、熱電対部には、ステーブル等がかからないようにすること。



第11-32図

- (オ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器
- (ア) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第11-31表で定める基準により設けること。

取付面の高さ	感知器種別	感知器の種別	
		1種	2種
8 m未満	耐火建築物	65㎡	36㎡
	その他の建築物	40㎡	23㎡
8 m以上15m未満	耐火建築物	50㎡	○
	その他の建築物	30㎡	○

○印の部分は、8 m未満の数値を準用すること。

第11-33表

(イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は一の検出部につき指定値以下とすること。

オ 定温式感知線型感知器

(ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

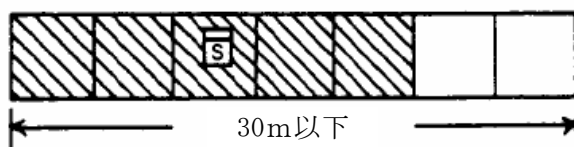
(イ) 1室に1個以上の端子板を設けること。

(ウ) 感知線は、ステーブル等により確実に止められていること。

カ 煙感知器（光電式分離型を除く。）

(ア) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあつては20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路等に準じて設けること。

なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上のつき出したはり等がある場合は、第11-34図の例により設けること。



※ この場合、隣接する両側の2感知区域までを一の感知区域として設けられる。

第11-34図

(イ) 風速が5 m/s以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。■

(ウ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上設けること。

(エ) エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所（水平断面積1 m²以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区間されていない場合は、当該機械室に設けることができる。（平13.7.1）

(オ) 低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40m²未満）に設ける場合は、出入口付近又は換気口付近の吹き出しから離れた位置に設けること。

(カ) 階段に接続していない10m以下の廊下、通路等で居室等に面して出入口がある場合又は廊下、通路等から階段に至るまでの歩行距離が10m以下で、階段に設ける扉が常時閉鎖式以外のもの若しくは居室等に出入口がある場合は、当該部分に感知器を設けないことができる。

キ 煙感知器（光電式分離型）（昭62.11.13 消防予第193号）

傾斜形天井等、凹凸がある壁面を有する防火対象物の場合の、監視区域の設定及び感知器の設置方法は、次によること。

(ア) 傾斜等がある天井等の場合

- a 傾斜形天井等（切妻、片流れ、のこぎり、差掛、越屋根等の形状を有する屋根の下面等をいう。）における監視区域の設定
- 傾斜形天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）に感知器を設置する場合、一の感知器の監視区域（1組の感知器が火災を有効に感知することのできる区域で、光軸を中心に左右に水平距離7m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。）を、まず天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域が隣接するように設定していくこと。ただし、天井等の高さが最高となる部分の80%の高さより軒の高さが高い場合は、この限りでない。
- b 越屋根を有する傾斜形天井等における監視区域の設定
- 越屋根を有する傾斜形天井等の場合は、次によること。
- (a) 越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。
- (b) 越屋根が換気等の目的に使用するものにあつては、当該越屋根部の基部にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。
- (c) 越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。
- c アーチ、ドーム形の天井等における監視区域の設定
- (a) アーチ形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあつては、監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定していくこと。
- (b) ドーム形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあつては、当該感知器の光軸が、ドーム形天井等の各部分の高さの80%内に収まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。
- (i) 凹凸がある壁面を有する防火対象物
- 監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7m以下とすること。この場合、凹凸の深さが7mを超える部分にあつては、未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。
- (ii) 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物
- 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあつては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあつては、隣接する感知器の水平距離は1m以内とすること。
- (エ) 感知器の設置上の留意事項
- a 感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃、振動等により、

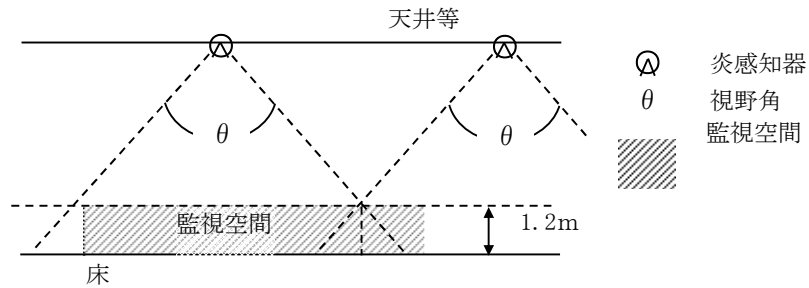
容易に光軸がずれないように措置すること。

- b 隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。
- c 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ク 炎感知器（平3.6.24 消防予第128号）

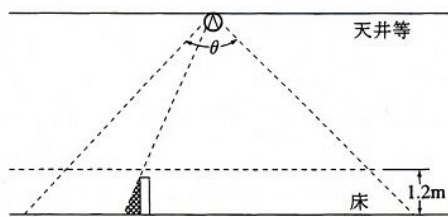
(ア) 道路の用に供される部分以外に設ける場合

- a 感知器は、天井等又は壁の日光を受けない位置に設置すること。
- b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに監視空間の各部分から当該感知器までの距離（以下「監視距離」という。）が公称監視距離の範囲内になるよう設けること。

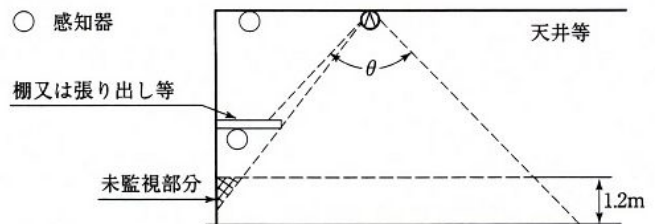


第11-35図

- c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないよう設けること。この場合、監視空間内にある1.2m以下の障害物等は感知障害として扱わないものとし（第11-36図参照）、これを超える障害物等がある場合は、監視空間内に生じる未警戒区域を警戒できる感知器を別に設置すること。（第11-37図参照）



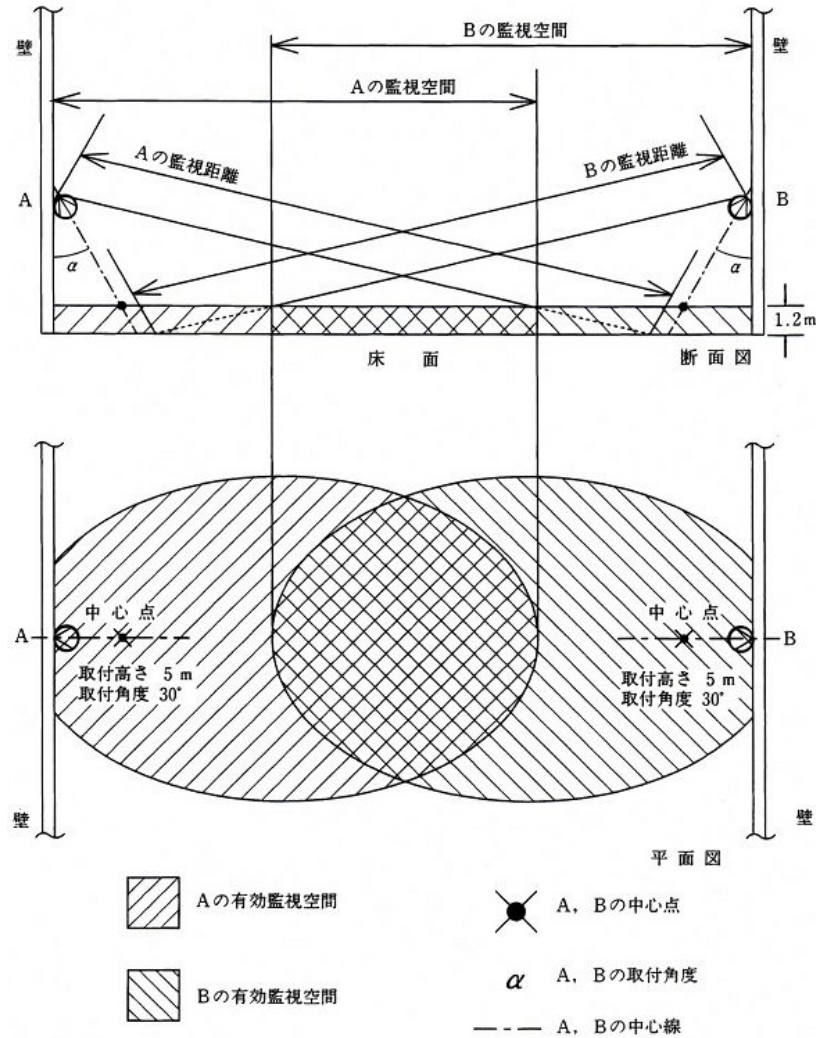
第11-36図



第11-37図

- d 感知器は、屋内に設けるものにあつては屋内型のものを、屋外に設けるものにあつては屋外用のものを設けること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないように措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設けることができる。

- e 感知器の取付け角度により監視範囲が変化することに留意し、未警戒部分が生じないように措置すること。

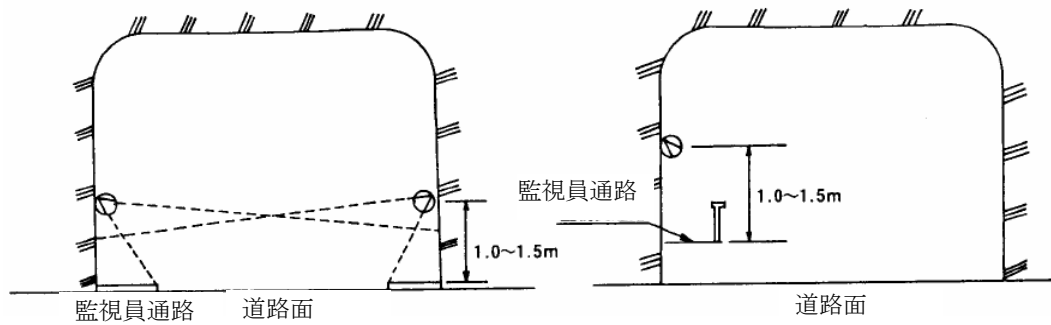


第 11-38 図

- (イ) 道路の用に供される部分に設ける場合

前(ア) a 及び b によるほか、次によること。

- a 感知器は、道路型とし、道路の側壁部又は路端の上部に設けること。
 b 感知器は、道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）からの高さが 1 m 以上 1.5 m 以下の部分に設けること。



第11-39図

- c 道路の各部分から感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるよう設けること。
- d 障害物等により有効に火災の発生を感知できない部分が生じないように設けること。

3 中継器

(1) 常用電源

常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 受信機から電源の供給を受ける中継器

1, (1), ア及びイを準用すること。

イ 受信機から電源の供給を受けない中継器

1, (1)を準用すること。

(2) 非常電源

1, (2)を準用すること。

(3) 設置場所

ア 裸火等を用いる火気使用設備から5m以内の位置に設けないこと。

イ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等、機能障害の生じるおそれのある場所に設けないこと。

4 発信機

(1) 設置位置

ア 廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。■

イ 発信機の押しボタンの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下にすること。

(2) 設置方法

ア 各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるよう設けること。

イ 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 雨水等が侵入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）

ウ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。■

(3) 機器

ア 受信機に対し適応性に支障のないものであること。

なお、P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用いることができるものであること。

イ 巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能障害を与えないこと。

5 地区音響装置

地区音響装置は、次に適合すること。

(1) 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。

(2) 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。

(3) ベルの鳴動により、設備に振動を与えないように設けること。

(4) 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

(5) 可燃性ガス、粉じん等の滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置を講じること。

(6) 則第24条第5号ハ及び第5号の2ロによる区分鳴動の場合は、次によること。

ア 出火階、直上階及び地階以外の階には火災の状況に応じ、手動操作により一斉鳴動することができるものであること。

イ 階段、エレベーター昇降路等に設置した感知器の作動と連動して地区音響装置を鳴動させないこと。■

(7) カラオケボックス等を有する特定1階段等防火対象物

ア 則第24条第5号及び第5号の2に規定する、特定1階段等防火対象物に存するダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所とは次に掲げるものが該当するものであること。

(ア) ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホールを含む。）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

(イ) カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

イ ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で自動火災報知設備又は非常警報設備等の音を容易に聞き取ることができる場合（任意の場所で65dB以上の音圧があること）は、基準に適合しているものとして取り扱うものであること。

ウ 他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができない場合（通常の使用状態において暗騒音が65dB以上ある場合）は、(ア)、(イ)に掲げる措置をすること。

なお、(ウ)の措置ができる場合は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものとして、令第32条を適用し、(ア)、(イ)と同等の措置として取り扱うものであること。

(ア) 予想される暗騒音よりも概ね6dB以上大きい音圧を確保すること。

(イ) 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する

措置をとること。

エ (ウ) 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置できる場合
エ 特定1階等防火対象物以外の防火対象物内にあるカラオケボックスで、遮音性が高く、かつ、小さな区画に分かれ、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、カラオケボックスごとに音響装置を設けるとともに前ウ、(イ)の措置をとること。

オ 令第24条第2項に基づき放送設備を設置した場合は、地区音響装置を設けないことができるが、その際は、自動火災報知設備の作動と連動して自動で放送設備が起動する必要があること。

カ 令第24条第2項に基づく放送設備が起動したときには、自動火災報知設備の音響装置は、自動で停止すること。

(8) 自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物、(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるものが追加されたことから、カラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、前(7)、ウ、(イ)の措置をとり、必要に応じてカラオケボックス室内に音響装置を設けること。

(9) 則第24条第5号ハ及び第5号の2ロに定める区分鳴動から全区域鳴動に自動的に警報を発する場合の信号等については、次によること。

ア 「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、概ね数分とし、最大でも10分以内とすること。

イ 新たな火災信号として次の信号を受信したときは、タイムアウト時間内であっても自動で全館鳴動に切り替わるものとする。

(ア) 第1報の感知器と異なる感知区域の感知器の信号

(イ) アナログ式自動火災報知設備で、火災信号を個別に段階的に識別できるものについては、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度の信号

(ウ) 発信機からの信号

ウ 第1報の感知器が作動し、次号による警報が鳴動してから前号による新たな信号の受信がない場合でも、用途、規模及び管理状態により原則として最小2分、最大でも5分を経過したら自動で全館鳴動に切り替わるものとする。

エ 区分鳴動の鳴動区分は、次例を参考にすること。

(ア) 通常の場合を第11-40図に示す。

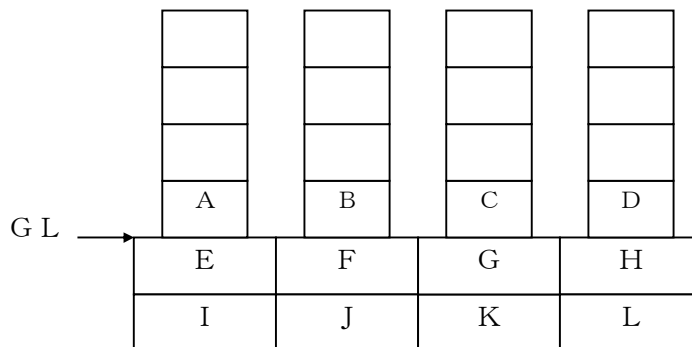
(イ) 階段室の感知器が作動したときは、全館鳴動とすること。

(ウ) 1の階の床面積が概ね10,000㎡を超える防火対象物にあっては、防火区画(階段室を含む。)を境界として区分鳴動とすることができるが、一報知区域の面積は努めて1,200㎡以上とすること。

3 F	○				
2 F	◎	○			
1 F		◎	○	△	△
B 1 F		○	◎	○	○
B 2 F		○	○	◎	○
B 3 F		○	○	○	◎

◎ 出火階
○ 第1報同時鳴動階
△ 第1報鳴動推奨階
GL

第11-40図



2階以上の階にあっては、各棟ごとに規模・用途等に応じて鳴動方式を設定すること

出火階	同一鳴動区域
A	A, E, I
B	B, F, J
C	C, G, K
D	D, H, L
E又はI	A, E, F, I, J
F又はJ	B, E, F, G, I, J, K
G又はK	C, F, G, H, J, K, L
H又はL	D, G, H, K, L

地階部分との関係
第11-41図

出火階	同一鳴動区域
A-1	A-1, A-2, B-1, B-2
B-1	A-1, A-2, B-1, B-2, C-2, C-3
C-1	B-1, B-2, C-1, C-2, D-1, D-2
D-1	C-1, C-2, D-1, D-2

大規模な建築物の鳴動区域の設定例（1階部分の例）

第11-42図

6 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機又は蓄積式中継器

ア 蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

(ア) 感知器を接続する場合にあっては、当該感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続される感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大時間をいう。以下同じ。）が60秒を超えないこと。

(イ) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間が20秒を超えないこと。

イ 一の回線で感知器、中継器、受信機のうち2以上の部分に蓄積機能を持たせると失報のおそれがあるため、感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものとする。

ウ 蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

エ 蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。

(2) 蓄積付加装置

前(1)、ア、ウ及びエに準じるほか、次によること。

ア 蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

イ 蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うものとする。

7 移報用装置等（平2.2.1 消防予第12号）

移報用装置又は火災通報装置連動停止スイッチ箱（以下「移報用装置等」という。）は、次によること。ただし、自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備との連動は行っていない。

(1) 機器

ア 自動火災報知設備の受信機からの火災信号を中継し、警備保障会仕等の保有する「防災通報受信装置」に移報するものにあつては、移報用装置（Ⅰ型）とし、自主管理するものであること。

イ 自動火災報知設備の受信機の移報用端子がすでに使用されている場合に、誘導灯信号装置等をはじめとする他の消防・防災用設備等に移報するものにあつては、移報用装置（Ⅱ型）とする。

(2) 設置方法等

ア 移報用装置等は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。ただし、連動停止スイッチ箱にあつては、火災通報装置等の直近とすることができる。

イ 移報用装置等は、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

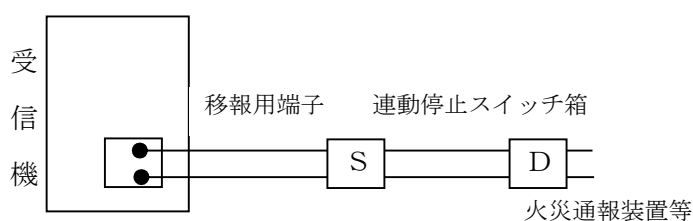
ウ 移報用装置等の電源は、停電時に電力を出力できる端子から供給されるものであること。この場合、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有しているものであること。

エ 受信機の移報用端子又は移報装置に移報を停止するスイッチを設け、かつ、停止している旨の表示装置が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

(3) 接続方法

ア 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合

※ 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨を表示すること。

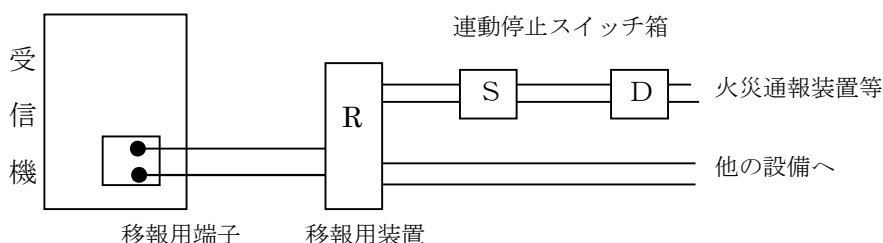


第11-43図

イ 受信機に移報用端子が設けられていて、既に他の設備等に使用されている場合

※① 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。

② 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。



第11-44図

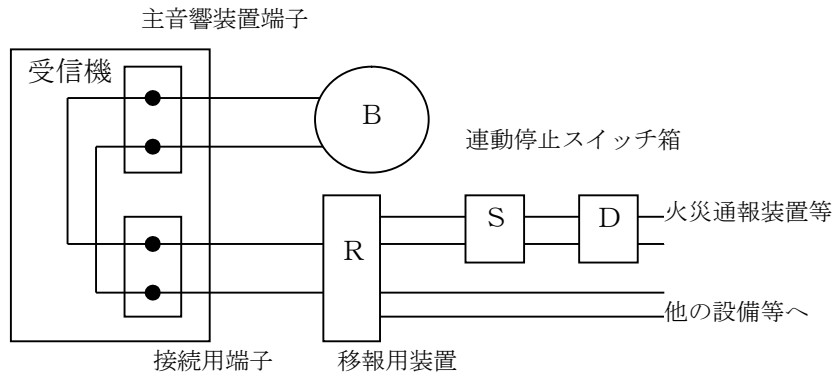
ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合

※① 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。

② 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

③ 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

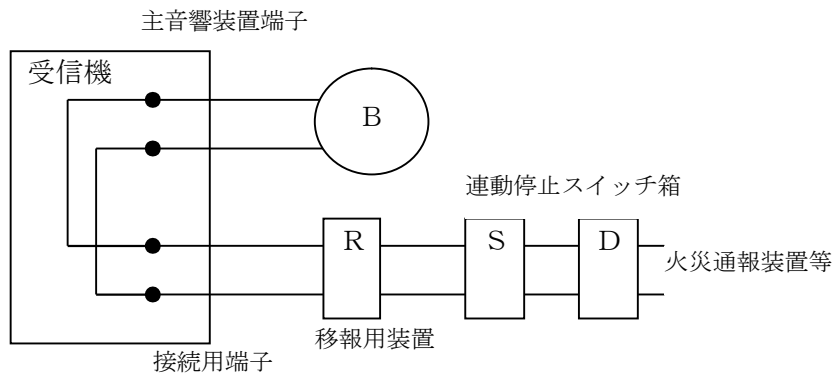
④ 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。



第11-45図

エ 受信機に移報用端子が設けられていない場合

- ※① 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
- ② 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
- ③ 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。



第11-46図

8 配線及び工事方法

(1) 屋内配線

屋内配線は、次の各号に適合するものであること。

ア 電線

屋内配線に使用する電線は、別表1に適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電性及び引張り強さを有するものであること。

イ 工事方法

屋内配線の工事は、金属管工事、硬質ビニル管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法により行い、おのおの次に定める基準に適合したものとすること。

(ア) 金属管工事

- a 金属管内には電線の接続点を設けないこと。
 - b 金属管は、JIS C 8305（電線管（鋼製））に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、管の厚さは1.2mm以上とすること。
 - c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないような滑らかなものであること。
 - d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管径の6倍以上とすること。
 - e 管路はできる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度は90度以下とすること。
 - f 屈曲部が多い場合又は金属管の全長が30m以上の場合には、適当な箇所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。
 - g プルボックス又はジョイントボックスは、次の各号に適合するように設けること。
 - (a) 電線の接続が容易に行えるような場所に設けること。
 - (b) ボックス内に水が侵入しないような措置を講じること。
 - h 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを十分に行うこと。
 - i メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分に絶縁すること。
- (イ) 硬質ビニル管工事
- a 硬質ビニル管内には電線の接続点を設けないこと。
 - b 硬質ビニル管はJIS C 8430（硬質ビニル電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有するものとする。
 - c 硬質ビニル管相互及び管とボックスの接続は、管の差込み深さを管の外径の1.2倍（接着剤を使用する場合は0.8倍）以上とし、かつ、堅牢に行うこと。
 - d 管の支持点間の距離は1.5m以下、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は0.3m以下とすること。
 - e 温度の高い場所又は湿度の高い場所に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
 - f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場合等には適当な防護措置を講ずること。
 - g 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。
 - h その他、金属管工事に準じて行うこと。
- (ウ) ケーブル工事
- a ケーブルを造営材の面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を破損しないように取り付けること。

- b ケーブルは水道管，ガス管，他の配線等と接触しないように施設すること。
- c 重量物による圧力，著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合等には，適切な防護措置を講じること。
- d 壁体等を貫通させる場合は，熱的に適切な防護措置を講じること。

(イ) 金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし，電線の接続点が容易に点検できる場合は，この限りではない。
- b 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆材を含む。）の総和は，ダクトの内部断面積の20%以下とすること。
- c 金属ダクトの内面は，電線の被覆を損傷しないようななめらかなものであること。
- d 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は，金属管工事又は可とう電線工事の例によること。ただし，金属ダクトに収める電線がケーブルである場合は，この限りではない。
- e 金属ダクトは，厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。
- f 金属ダクトの支持点間の距離は3m以下とすること。
- g 金属ダクトは，さび止め等の防食措置を講ずること。

(ロ) 可とう電線管工事

- a 可とう電線管内には，電線の接続点を設けないこと。
- b 可とう電線管の内面は，電線の被覆を損傷しないような滑らかなものであること。
- c 重量物による圧力，著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合には，適切な防護措置を講じること。

(2) 地中配線

地中配線は，次の各号に適合するものであること。

ア 電線

地中配線に使用する電線は，別表1に適合するもの又はこれと同等以上の絶縁性を有するものであること。

イ 工事方法

地中配線の工事は，引入れ式，暗きょ式又は直接式工事によること。

(ア) 共通事項

- a 地中電線を収める管はガス管，ヒューム管，硬質ビニル管等の堅牢で車両その他の重量物による圧力に耐えるものとし，かつ，水が侵入しないように施設すること。
- b 地中箱には水抜きを設けること。
- c 火災報知設備用のケーブルと電力ケーブルとは0.3m以上（ケーブルが特別

高圧用の場合は0.6m以上) 離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合は、この限りでない。

(イ) 直接式とする場合は、地中電線の埋設深さは、車両その他の重量物による圧力を受けるおそれがある場所は1.2m以上、その他の場所は0.6m以上とすること。

(3) 架空配線

架空配線は、次の各号に適合するものであること。

ア 電線

架空電線を使用する電線は、別表1に適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電性及び引張り強さを有するものであること。

イ 支持物

架空配線に用いる支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱、鉄柱又は鉄塔とすること。

ウ 支持物の施設

支柱、コンクリート柱等の支持物は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設深さは30cm以上とすること。

エ 支線及び支柱

支線及び支柱は、次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。

(ア) 支線は、その素線の直径が3.2mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有し、3条以上より合わせたものを用いること。

(イ) 支線と支持物は、堅固に取り付けること。

オ 架空電線と他の物体との接近又は交さ

(ア) 火災報知設備に使用する架空電線（この項において「架空電線」という。）と低圧架空電線が接近する場合、架空電線と低圧架空電線との水平距離は0.7m以上とすること。

(イ) 架空電線と高圧架空電線とが接近する場合、架空電線と高圧架空電線との水平距離は、1.5m以上とすること。

(ウ) 架空電線と他の架空電線路の支持物との距離は、低圧架空電線路にあっては0.3m以上、高圧架空電線路にあっては0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）であること。

(エ) 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の上に施設しないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線との間に保護網を施設した場合は、この限りでない。

(オ) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線と接近する場合で、架空電線を低圧架空電線又は高圧架空電線の上方に施設する場合は、水平距離は、架空電線の支持の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

(カ) 架空電線の高さは、次のaからcまでに適合するものであること。

a 道路を横断する場合は、地表上6m以上

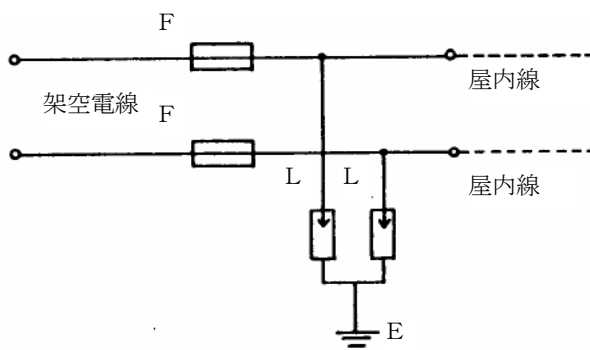
b 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌条面上5.5m以上

- c a 又は b 以外の場合は、地表上 5 m 以上。ただし、道路以外の箇所に施設する場合は、地表上 4 m 以上とすることができる。
- (キ) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線とを共架する場合は、次の a から c までに適合するものであること。
 - a 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の下に施設すること。
 - b 架空電線と他の架空電線路の距離は、架空電線路が低圧架空電線にあつては 0.75m 以上、高圧架空電線にあつては、1.5m 以上とすること。
 - c 架空電線は他の架空電線路により誘導障害が生じないように施設すること。

カ その他

その他架空電線は、次の各号に適合するものであること。

- (ア) つり線配線（メッセンジャーワイヤー）に用いるつり線は、亜鉛メッキ鋼より線とし、その太さは別表 2 に適合するものであること。
- (イ) 架空電線は、碍子、メッセンジャーワイヤー等で堅牢に支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように施設すること。
- (ウ) 架空電線の引込み口及び引出し口には、がい管又は電線管を用いること。
- (エ) 架空電線の架空部分の長さの合計が 50m を超える場合は、受信機の引込み口にてできるだけ接近した架空電線と屋内配線の接続点に第 11-46 図に掲げる保安装置を設けること。ただし、次のいずれかに適合する場合はこの限りでない。
 - a 架空電線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合
 - b 屋外線が接地された架空ケーブル又は地中ケーブルだけの場合



※ F・定格電流 7 A 以下の自動遮断器
 L・交流 500 V 以下で作動する避雷針
 E・第 3 種接地工事

第 11-47 図

(4) 屋外配線

屋外配線は、次の各号に適合するものであること。

ア 電線

屋側配線に使用する電線は、別表 1 に適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電性及び引張り強さを有するものであること。

イ 金属管、硬質ビニル管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は2m以下とすること。

ウ メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する場合は、十分に絶縁すること。

(5) 接地

接地は、次の各号に定めるところにより行うこと。

ア 接地線は、導体直径1.6mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。

イ 接地線には、ヒューズその他の遮断器を入れないこと。

第11-48表

A 欄	B 欄	C 欄
屋内配線に使用する電線	JIS C 3306 (ビニルコード) JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 416 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)) JCS 417 (600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC)) JCS 418 A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル)	断面積0.75mm ² 以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 416 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)) JCS 417 (600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC)) JCS 418 A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
架空配線に使用する電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 418 A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径2.0mm以上の硬銅線* 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
地中配線に使用する電線	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 418 A (600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	JCS 396 A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上

備考 *は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS 396 A以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

第11-49表

ケーブルの種類	つり線の太さ
ケーブル0.65mm 20PC以下	断面積 30mm ²
ケーブル0.65mm 50PC以下	断面積 45mm ²
ケーブル0.65mm 100PC以下	断面積 55mm ²

9 総合操作盤

総合操作盤は、則第24条第9号の規定により設けること。

10 無線式自動火災報知設備

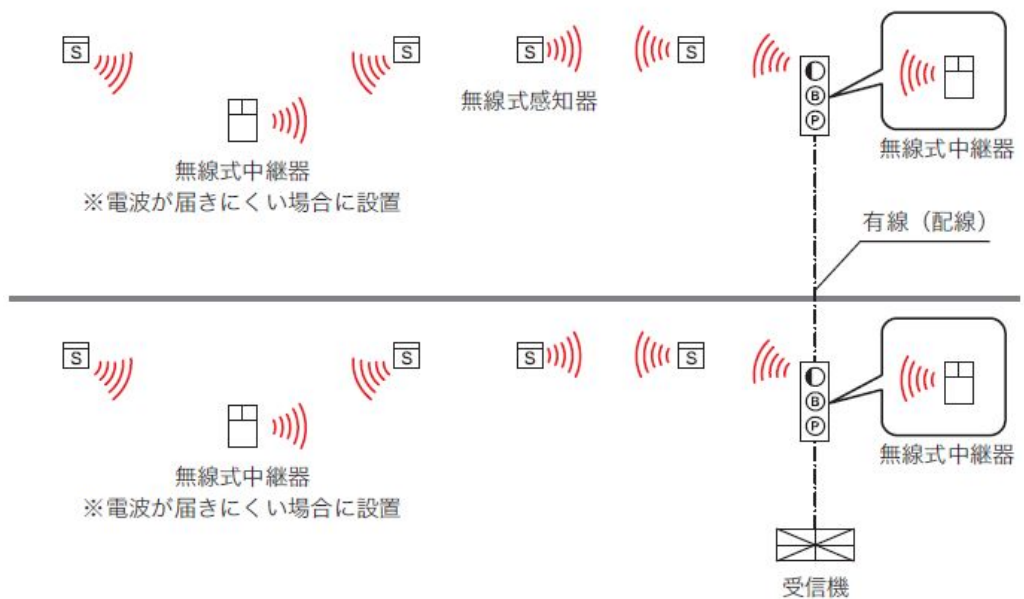
(1) 主な構成

無線式自動火災報知設備（構成する感知器，中継器，地区音響装置，発信機（以下「無線式感知器等」という。）及び受信機間のすべて又は一部において，火災信号を無線により発信し，又は受信するものが該当するものをいう。以下同じ。）の主な構成は，次のとおりである。

ア 全体を無線方式としたもの



イ 一部を無線方式としたもの



(2) 無線式自動火災報知設備の設置

無線式感知器等及び受信機ごとに、従来どおりの設置基準に従って設置し、その上で無線式の場合には、確実に信号を発信又は受信できる位置を選定して設置する必要があること。なお、無線式感知器等及び受信機の構造及び機能は、次によることとされている。

ア 無線式受信機の機能（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第13条の2関係）

(ア) 無線設備は、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下「無線規則」という。）第49条の17に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(イ) 電波を発信する機能を有するものにあつては、次によること。

a 発信される信号の電界強度の値は、当該受信機から3m離れた位置において設計値以上であること。

b 他の機器と識別できる信号を発信すること。

c 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式受信機から3m離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値をいう。以下この(1)において同じ。）の値が設計値以下であること。

(ウ) 次に掲げる場合に、音響装置及びその旨の表示灯が自動的に作動すること。

a 無線式感知器等が発する異常である旨の信号を受信した場合又は無線式感知器等が発信する信号が受信感度以下となった場合

b 電池を用いる無線式感知器等における電圧が当該無線式感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となった場合

c 無線式感知等の無線設備の発信状態を手動で確認することができる装置を設けるものにあつては、当該装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、火災表示をすることができるものであること。

イ 無線式感知器の構造及び機能（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等の規格省令」という。）第8条第16号関係）

(ア) 無線設備は、無線規則第49条の17に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(イ) 発信される信号の電界強度の値は、当該感知器から3m離れた位置において設計値以上であること。

(ウ) 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

- a 火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間は、5秒以内であること。
 - b 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。
- (エ) 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。ただし、受信機から当該確認をできるものにあつては、この限りでない。
- (オ) 無線設備の発信状態を伝える信号を168時間以内ごとに自動的に中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、受信機から当該無線設備の発信状態を確認できるもの又は連動型警報機能付感知器にあつては、この限りでない。
- (カ) 他の機器と識別できる信号を発信すること。
- (キ) 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式感知器から3m離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度をいう。）の値が設計値以下であること。
- (ク) 電源に電池を用いるもの（連動型警報機能付感知器を除く。）にあつては、次によること。
- a 電池の交換が容易にできること。
 - b 電池の電圧が、感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信することができること。
- ウ 無線式受信機中継器の構造及び機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年次治省令第18号。）第3条第16号関係）
- (ア) 無線設備は、無線規則第49条の17に規定する小電力セキュリティーシステムの無線局の無線設備であること。
- (イ) 電波を発信する機能を有するものにあつては、次によること。
- a 発信される信号の電界強度の値は、当該中継器から3m離れた位置において設計値以上であること。
 - b 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。
 - c 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。ただし、感知器等の規格省令第8条第16号ニに規定する装置から発信される信号を中継するもの又は受信機から当該確認ができる場合にあつては、この限りでない。

- d 無線設備の発信状態を伝える信号を168時間以内ごとに自動的に他の中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、感知器等の規格省令第8条第16号ホに規定する装置から発信される信号を中継するもの又は受信機から当該無線設備の発信状態を確認できる場合にあつては、この限りでない。
 - e 他の機器と識別できる信号を発信すること。#
- (ウ) 電波を受信する機能を有するものにあつては、次によること。
- a 受信感度（無線式中継器から3m離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値をいう。以下このウにおいて同じ。）の値が設計値以下であること。
 - b 受信する信号が受信感度以下となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。
 - c 無線式感知器等から発信された信号を受信し、これを自動的に受信機に発信すること。
 - d 無線式感知等の無線設備の発信状態を手動で確認できる装置を設けるものにあつては、当該装置の操作中に現に確認している警戒区域以外の警戒区域の無線式感知器等から火災信号、火災表示信号又は火災情報信号を受信したとき、中継器に係る技術上の規格を定める省令第3条の2送受信機能に定めるところにより信号を発信すること。
- (エ) 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。
- a 電池の交換が容易にできること。
 - b 電池の電圧が、中継器を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。
- エ 無線式地区音響装置の構造及び機能
- (ア) 無線設備は、無線規則第49条の17に規定する小電力セキュリティーシステムの無線局の無線設備であること。
 - (イ) 電源に電池を用いる場合にあつては、電池の交換が容易にでき、かつ、電池の電圧が地区音響装置を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信すること。
- オ 無線式発信機の構造及び機能（感知等の規格省令第34条の2関係）
- (ア) 無線式発信機の空中線は、外部に露出しない構造のものでなければならないこと。
 - (イ) 無線設備は、無線規則第49条の17に規定する小電力セキュリティーシステムの無線局の無線設備であること。
 - (ウ) 発信される信号の電界強度の値は、当該発信機から3m離れた位置において

設計値以上であること。

- (エ) 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。
 - a 火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が5秒以内であること。
 - b 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。
 - (オ) 無線設備の発信状態を伝える信号を168時間以内ごとに自動的に中継器又は受信機に発信できる装置を設けること。ただし、受信機から当該無線設備の発信状態を確認できるものにあつては、この限りでない。
 - (カ) 他の機器と識別できる信号を発信すること。
 - (キ) 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度（無線式発信機から3m離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度をいう。）の値が設計値以下であること。
 - (ク) 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。
 - a 電池の交換が容易にできること。
 - b 電池の電圧が発信機を有効に作動できる電圧の下限値となったとき、その旨を受信機に自動的に発信することができること。
- (3) 自動火災報知設備の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、受信機において無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった旨を確認することができる場合は、一次電池を電源とすることができること。この場合において、一次電池を電源とする無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該無線式感知器等を交換するか、又は、電池を交換すること。
- (4) 空中線（アンテナ）無線式感知器等は、空中線（アンテナ）を有し、アンテナの向きにより電波状態が変化するため、特に容易に手が触れる位置に無線式感知器等が存する場合にあつては、適正に維持管理することが必要となること。
- (5) 小電力セキュリティーシステムの無線局である無線設備の留意事項は、次によること。
- ア 無線設備の技術基準については、電波法令に規定され、その詳細は無線規則等において定められており、無線式自動火災報知設備における電波の取り扱いは、当該基準に適合することが必要であること。
 - イ 小電力セキュリティーシステムの無線局は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第3号に規定されているものであり、その具体的な技術上の基準は無線規則第49条の17に規定されているものであること。なお、

無線式感知器等及び無線式の受信機は、小電力セキュリティーシステム無線局となり、無線局の開設に伴う免許又は登録及び無線従事者等の資格を要さないものとなること。また、小電力セキュリティーシステム無線局は、次を満たすものであること。

(ア) 空中線電力が 0.01W以下であること。

(イ) 電波法令で定める電波の型式、周波数を使用すること。

(ウ) 呼出符号又は呼出信号を自動的に送信し、又は受信する機能や混信防止機能を持ち、他の無線局の運用に妨害を与えないものであること。

(エ) 電波法令に基づき総務大臣の登録を受けた登録証明機関による技術基準適合証明又は工事設計認証（以下この項において「認証等」という。）を受けた無線設備だけを使用するものであること。

ウ 認証等を受けた無線設備には第 11 の 2 - 3 図のマークが表示されることになり、日本消防検定協会若しくは登録検定機関が行う型式適合検定又は登録認定機関が行う認定の際に、それぞれ当該マークの表示の有無を併せて確認されるものであること。



第 11 の 2 - 3 図

(6) 無線式自動火災報知設備の設置に際し、送受信間で信号の授受が確保されているかどうかを確認する手法は、次によること。

ア 消防用設備等試験結果報告書及び実地の検査

イ 法第 4 条の規定に基づく立入検査等

ウ 回線設計（机上で電波状態の良否を判断する手法であり、無線方式の設計時に送受信間で信号の授受をある所定の条件で確保できるかを確認するもの）

※ 法第 17 条の 3 の 2 に規定する消防用設備等の設置に関する届出及び検査が必要となる防火対象物の場合にあつてはアにより、その他の防火対象物の場合にあつてはイにより確認すること。また、無線機器間の距離が長い場合や構造壁がある場合などにより、法第 17 条の 14 に規定する工事着手の届出等事前に、机上で電波状態の良否を判断することが必要な場合にあつては、ウにより確認することができること。

1.1 特定小規模施設用自動火災報知設備

(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっており、その作動の流れは、感知器から（必要に応じ中継器を介して）火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示及び警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備は、従来の自動火災報知設備と次の点において異なること。

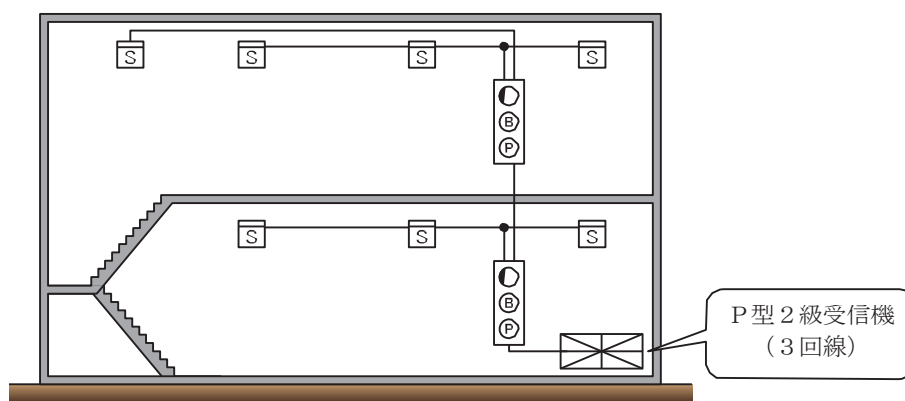
ア 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができること。

イ 建築物の構造等にかんがみ、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設け、受信機での感知場所の表示は、必ずしも要さないこと。

ウ 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さないこと。

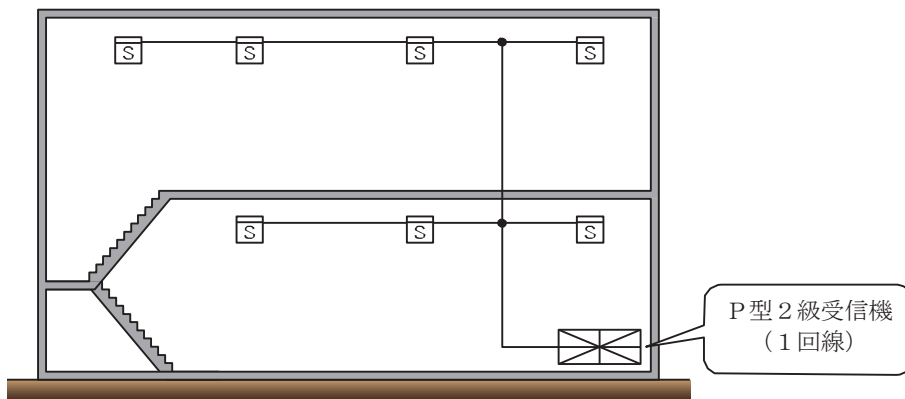
(2) 主な構成

ア 受信機を用いる方式のもの



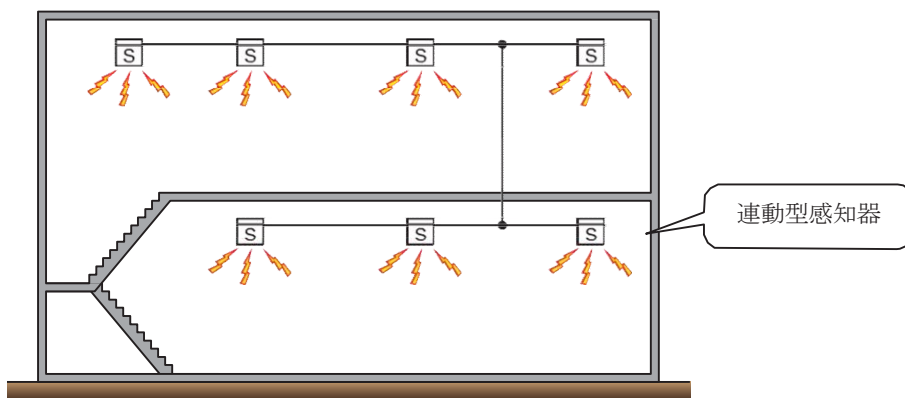
第11の3-1図

イ P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を用いる方式のもの



第11の3-2図

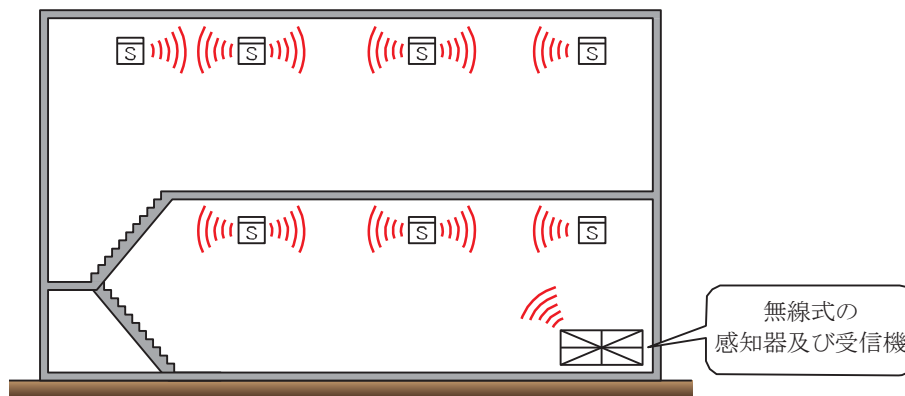
ウ 連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）を用いる方式のもの



第11の3-3図

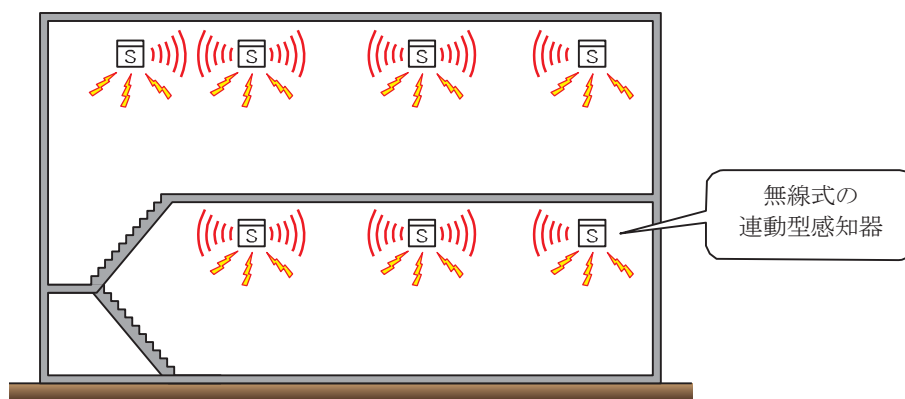
エ 無線式の主な構成

(ア) 無線式の感知器及び受信機を用いる方式のもの



第11の3-4図

(イ) 無線式の連動型感知器を用いる方式のもの



第11の3-5図

(3) この項において用いる用語の定義は、次による。

ア 「特定小規模施設」とは、次に掲げる防火対象物であって、省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

(ア) 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300㎡未満のもの

- a 政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
- b 政令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物
- c 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿

泊させるものに限る。)

(イ) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの(延べ面積が300㎡以上のものにあつては、省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。))であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)及び省令第23条第4項第1号に掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

a 政令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物

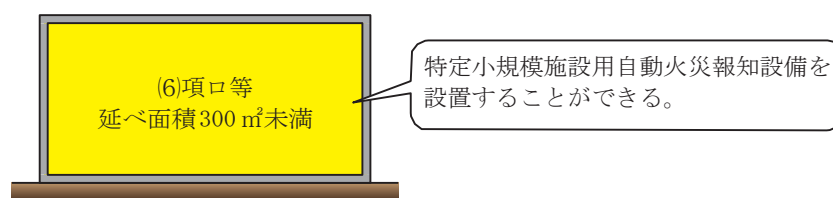
b 政令別表第1(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物

c 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

(ウ) イに掲げる防火対象物以外の政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(政令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。)のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの。

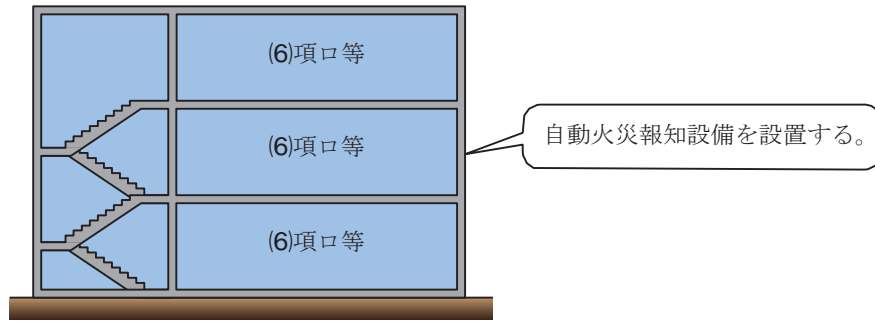
イ 「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し及び報知するための設備をいう。

(特定小規模施設)

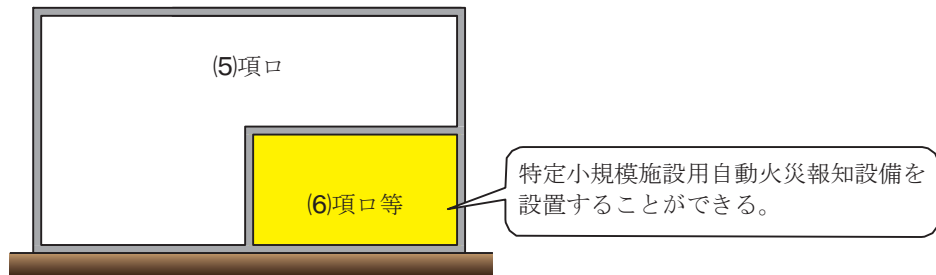


注「(6)項ロ等」とは、政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分をいう。以下この項において同じ。

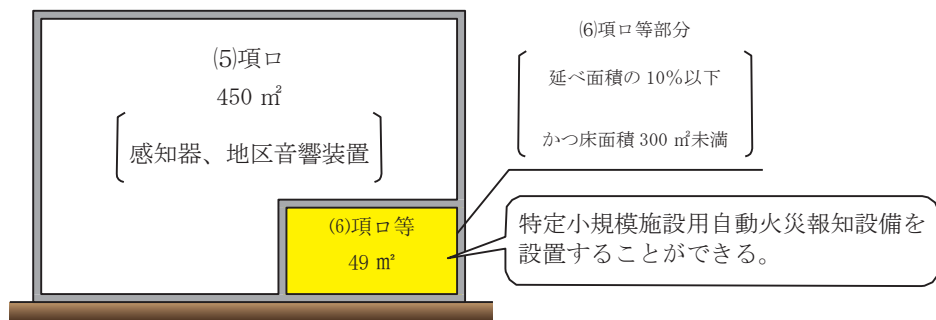
(特定一階段等防火対象物)



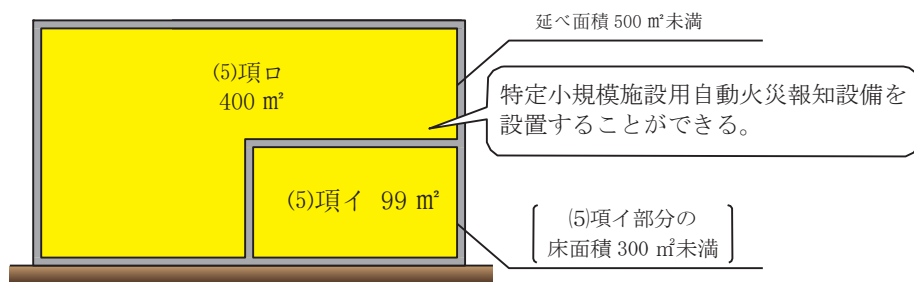
(特定小規模施設 (16)項イ) 延べ面積 300 m²未満の場合の例



(小規模特定用途複合防火対象物 (16)項イ) 延べ面積 300 m²以上の場合の例

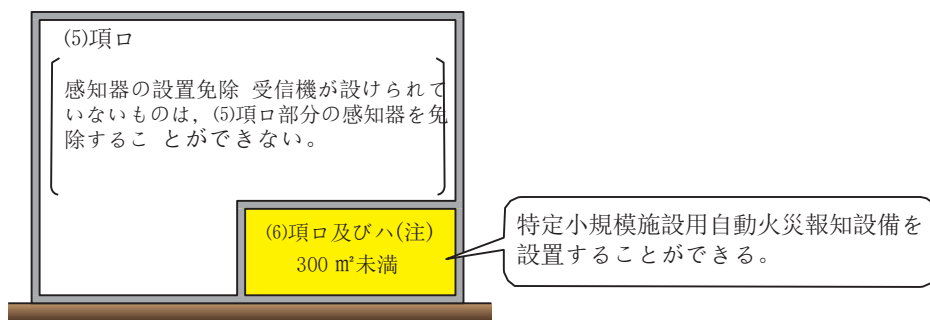


(特定小規模施設 (16)項イ注) 延べ面積 300 m²以上, 500 m²未満の場合の例



注 政令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300 m²未満のものに限る。

(複合型居住施設用自動火災報知設備 (16)項イ) 延べ面積 500 m²未満の場合の例



注 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物で、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設に限る。

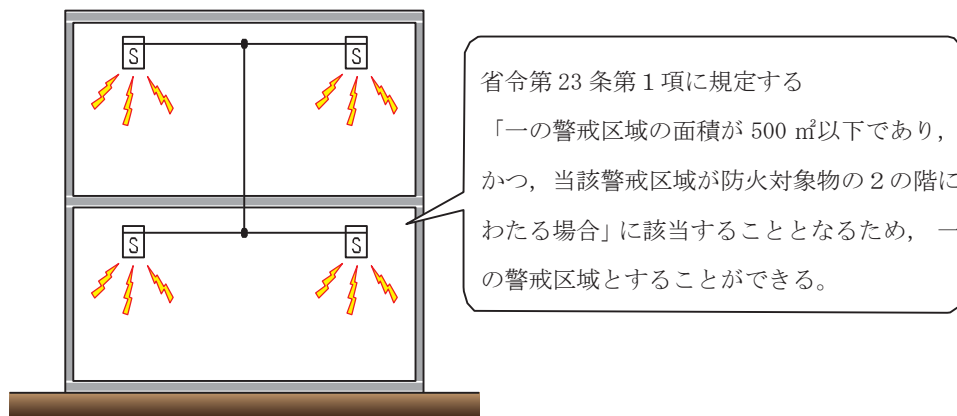
第11の3-6図

(4) 警戒区域は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

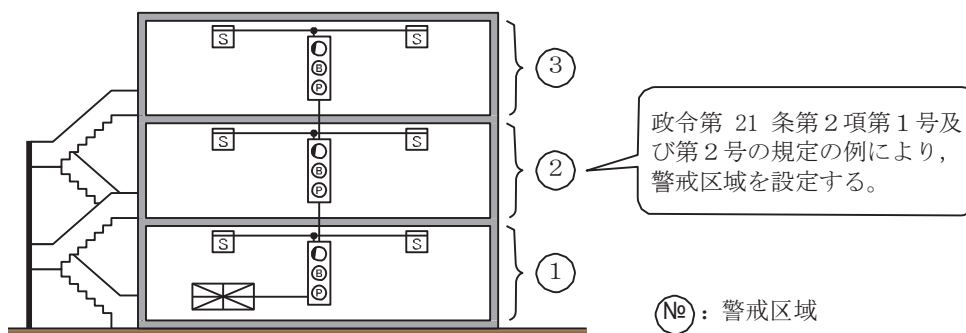
ア 特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定により、特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、政令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によることとなるため、2の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが50m以下に限る。）とすることができるものであること。（第11の3-7図参照）

イ 警戒区域は、前1(5)を準用すること。

(2階建ての場合の例)



(3階建ての場合の例)



第11の3-7図

(5) 受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号。以下「特定小規模施設用自火報告示」という。）第2第5号の規定によるほか、次によること。

ア すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。

イ 受信機は、前1「受信機」を準用すること。

- (6) 特定小規模施設省令第3条第2項第2号及び特定小規模施設用自火報告令第2第1号に規定する感知器は、次によること。

ア 感知器の選択

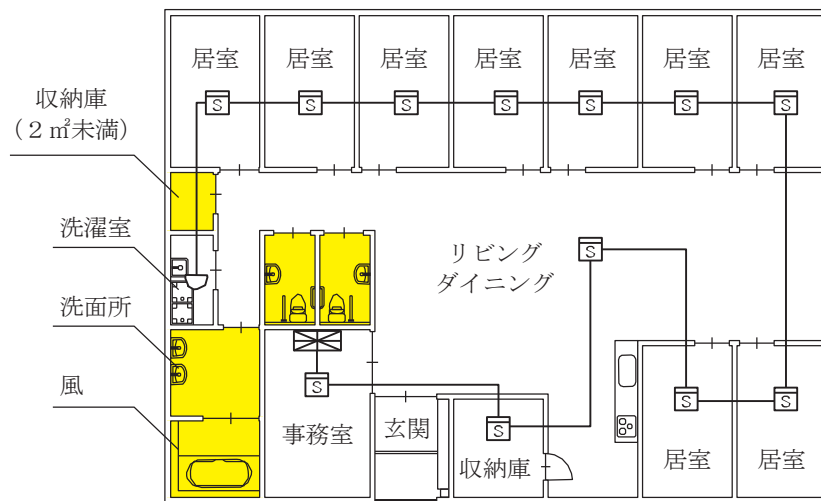
- (ア) 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。
- (イ) スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第3条第2項第2号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が65℃以下で特種のものとする必要があること。
- (ウ) 感知器の選択は、前2「感知器」を準用すること。ただし、特定小規模施設のうち政令別表第1(6)項ロ又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、第11-4表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして、取り扱って差し支えないこと。

- イ 感知器は、次に掲げる場所の天井又は壁（アに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。以下この項において同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

（特定小規模施設省令第3条第2項第2号関係。第11の3-8図参照）

- (ア) 建基法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- (イ) 倉庫、機械室その他これらに類する室
- (ウ) 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（前(3)ア(ア)a、(イ)a及びcに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。）

(認知症高齢者グループホームにおける感知器の設置例)



第11の3-8図

ウ 感知器の取り付け面の高さの取り扱いは、前2(3)を準用すること。

エ 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器（以下この(4)において単に「感知器」という。）の設置方法は、次によること。

(ア) 感知器の設置方法は、前2「感知器」を準用すること。

(イ) 感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。（特定小規模施設用自火報告示第2第1号(1)関係）

a 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分

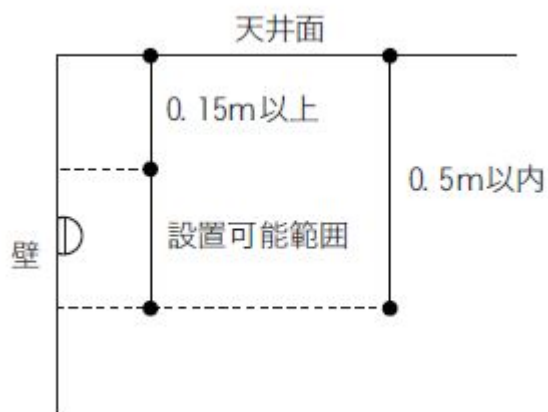
(第11の3-9図参照)



第11の3-9図

b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(第11の3-10図参照)



第11の3-10図

オ 煙感知器の設置方法は、次によること。

(ア) 煙感知器の設置方法は、前2「感知器」を準用すること。

(イ) 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

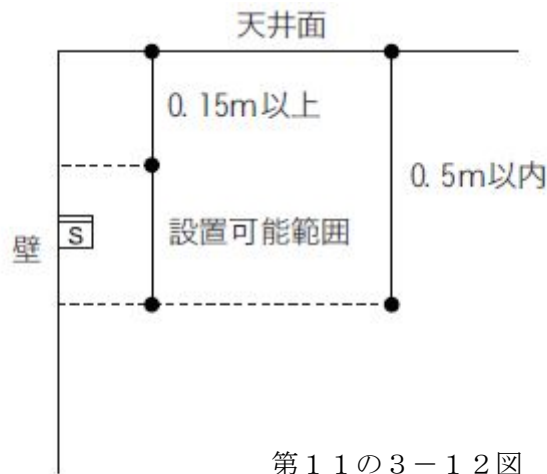
(特定小規模施設用自火報告示第2第1号(2)関係)

a 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分



第11の3-11図

b 天井から下方 0.15m以上 0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分



第11の3-12図

カ 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、次によること。

(ア) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、前2「感知器」を準用すること。

(イ) 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から0.4m（煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて省令第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

a 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分

b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

キ 警報機能付感知器の設置方法は、次によること。

(ア) 火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第17条第1項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、政令第37条第4号に規定する火災報知設備の感知器として検定対象機械器具等の感知器として感知器等規格省令に適合することが必要となるものであり、政令第37条第7号に規定する住宅用防災警報器（以下この項において「住警器」という。）と異なるものであること。なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第21条の9第1項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第43条第1号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能

であること。

- (イ) 省令第23条第4項第7号の6イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、政令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。

当該連動型感知器には、感知器等規格省令第43条第1号レの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることになっていることから、これにより製品上の判別が可能となるものであること。

- (7) 中継器は、特定小規模施設用自火報告示第2第2号の規定によるほか、前3「中継器」を準用すること。

- (8) 発信機は、特定小規模施設用自火報告示第2第9号の規定によるほか、次によること。

ア すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線が一のもの又はGP型3級受信機に設ける場合については、省令第24条第8号の2の規定により、発信機を要しないものであること。

イ 発信機は、前4「発信機」を準用すること。

- (9) 地区音響装置は、特定小規模施設用自火報告示第2第8号の規定によるほか、次によること。

ア すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの又はGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、省令第24条第5号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。

イ 地区音響装置は、前5「地区音響装置」を準用すること。

- (10) 常用電源及び非常電源は、特定小規模施設用自火報告示第2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

ア 常用電源

- (ア) 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合にあっては、分電盤との間に開閉器が設け

られていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることができること。

この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限值となった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

(イ) 自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、自動火災報知設備設置基準を準用すること。

(ウ) 自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、自動火災報知設備設置基準を準用すること。

イ 非常電源

(ア) 受信機を設けない場合において、次のア又はイのいずれかに該当するときは、それぞれア又はイに定める電池を非常電源とすることができる。

a 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を 72 時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を 1 分間以上有効に作動することができること。

b 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を 10 分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

(イ) 受信機を設ける場合は、自動火災報知設備設置基準を準用すること。

(11) 配線は、特定小規模施設用自火報告示第 2 第 3 号の規定によるほか、次によること。

ア 特定小規模施設用自火報告示第 2 第 3 号の規定する「感知器又は発信機からは、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

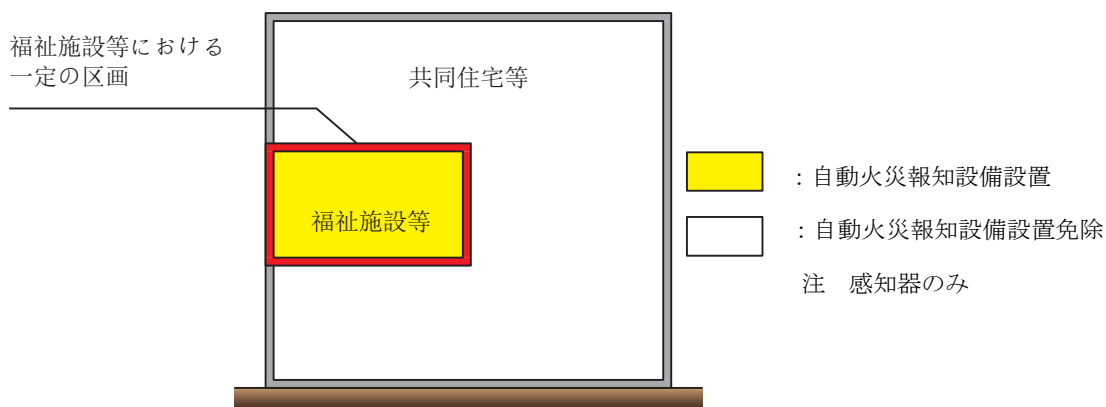
イ 配線は、前 8 「配線及び工事方法」を準用すること。

(12) 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法については、自動火災報知設備設置基準を準用すること。

(13) 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設用自火報告示第 2 第 4 号の規定によるほか、前 10 (2) 「無線式自動火災報知設備の設置」を準用すること。

1.2 複合型居住施設用自動火災報知設備

- (1) 複合型居住施設用自動火災報知設備政令表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物（以下この項において「共同住宅等」という。）並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。以下この項において「福祉施設等」という。）の用途以外の用途に供する部分が存在しないもので、かつ、一定の区画を有しているものについて、延べ面積が500㎡未満の防火対象物（特定一階段等防火対象物を除く。）における共同住宅等部分の感知器の設置を免除できるものである。



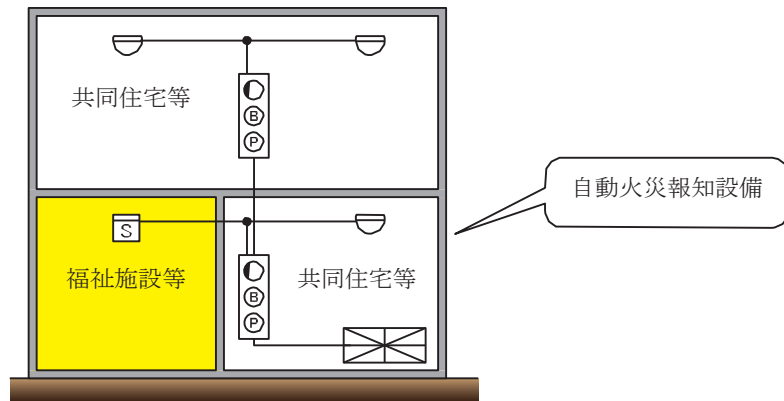
延べ面積が500㎡未満の防火対象物
(特定一階段等防火対象物を除く。)

上記による感知器免除のほか、福祉施設等の部分が300㎡未満である場合には、上記一定の区画がなくとも特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能（この場合において、受信機が設けられていないシステムにあっては、共同住宅等の部分の感知器免除は不可）

第11の4-1図

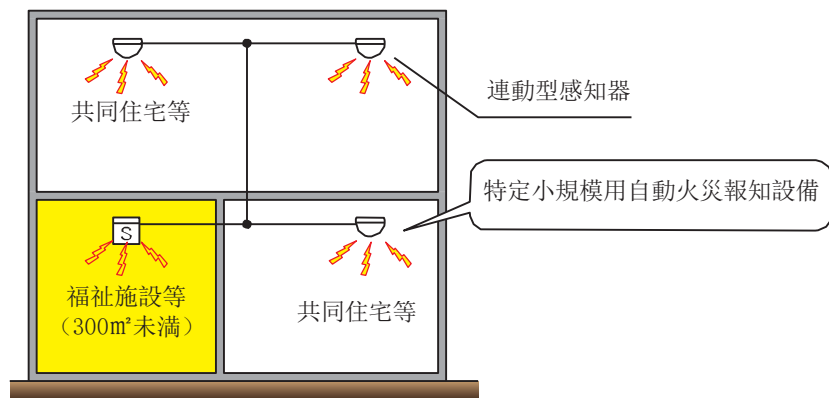
(2) 主な構成

- ア 自動火災報知設備を設けたもの（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号。以下「複合型居住施設令」という。）第3条第2項関係。



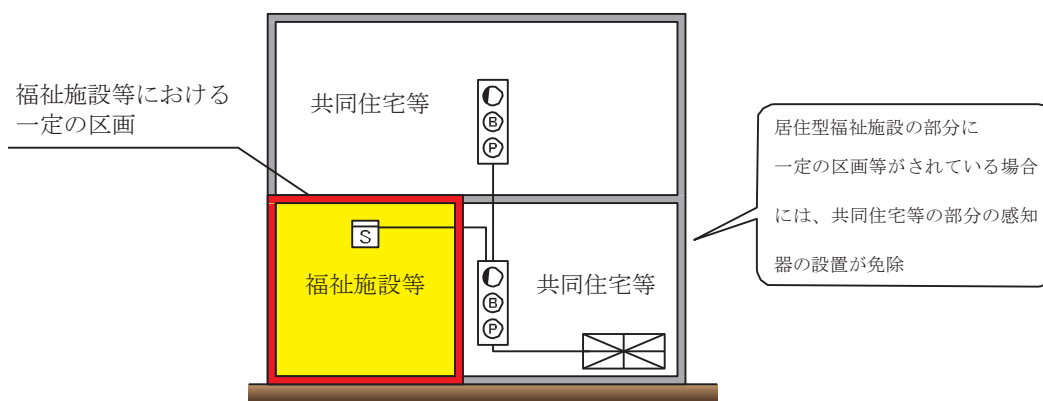
第11の4-2図

イ 特定小規模施設用自動火災報知設備を設けたもの（福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設に限る。）（複合型居住施設省令第3条第2項ただし書き関係。）



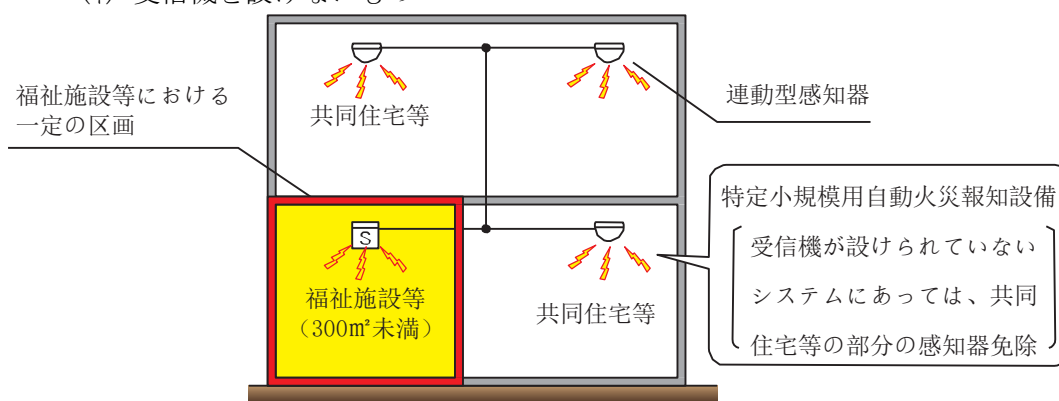
第11の4-3図

ウ 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除したものの（複合型居住施設省令第3条第3項関係）
 (ア) 受信機を設けるもの



第11の4-4図

(1) 受信機を設けないもの



第11の4-5図

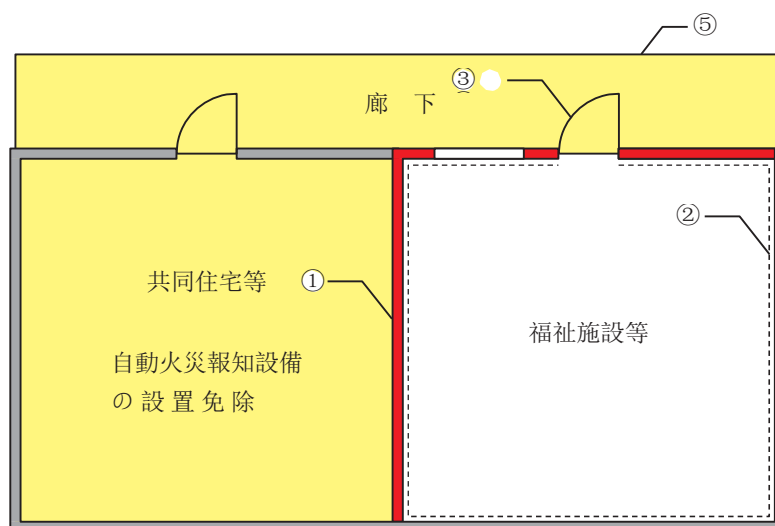
(3) この項において用いる用語の定義は、次による。

ア 「複合型居住施設」とは、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満で、かつ、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（政令第21条第1項8号に掲げる防火対象物及び省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。

イ 「複合型居住施設用自動火災報知設備」とは、複合型居住施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(4) 一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除する場合の取り扱い複合型居住施設省令第3条第3項に規定する一定の区画を有することにより、共同住宅等部分の感知器の設置を免除する場合の取り扱いは、次によること。

ア 複合型居住施設の区画等の取り扱いは、次によること。（第11の4-6図参照）
 なお、複合型居住施設に一定の区画等が必要とされるのは、福祉施設等の部分以外の部分について、感知器を設置しない場合であって、自動火災報知設備又は居住型福祉施設の床面積の合計が300㎡未満の場合に設置される特定小規模施設用自動火災報知設備を防火対象物の全体に設置する場合は、福祉施設等に一定の区画等をする必要はないものであること。



- ① 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画する。
- ② 福祉施設等の壁及び天井の仕上げを難燃材料（地上に通ずる主たる廊下にあつては準不燃材料）とする。
- ③ 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸（3階以上の場合は、特定防火戸）を設置する。
- ④ 開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下とする。
- ⑤ 直接外気に開放され、かつ、煙を有効に排出することができること。

第11の4-6図

(ア) 福祉施設等の居室（建基法第2条第4号に規定する居室をいう。）を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。（複合型居住施設省令第3条第3項第1号関係）

(イ) 福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。（複合型居住 施設省令第3条第3項第2号関係）

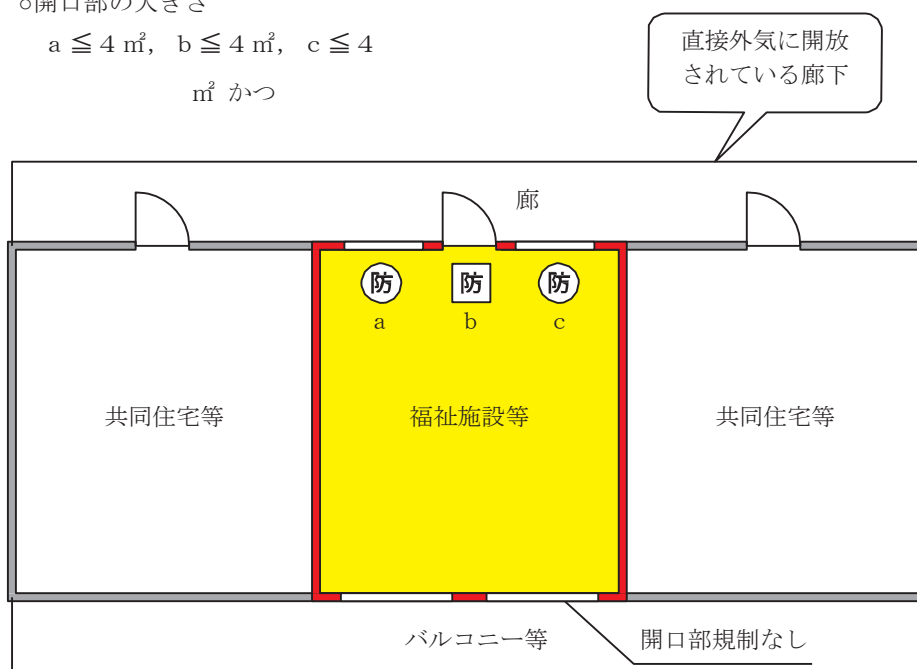
なお、ここでいう「地上に通ずる主たる廊下その他の通路」には、福祉施設等及び共同住宅等の共用部分である吹きさらしの廊下も含めて当該部分の壁及び天井の室内に面する部分と考え準不燃材料で仕上げる必要があること。

(ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が4㎡以下であること。（複合型居住施設省令第3条第3項第3号関係）

なお、開口部の制限を受ける部分は、第11の4-7図の例に示すとおりで、バルコニーその他これに類するもの（以下この項において「バルコニー等」という。）側の開口部は含まれないものであること。

○開口部の大きさ

$$a \leq 4 \text{ m}^2, \quad b \leq 4 \text{ m}^2, \quad c \leq 4 \text{ m}^2 \text{ かつ}$$



防 : 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸
注 3階以上の階 特定防火戸

防 : 鉄製網入りガラス入り戸

第11の4-7図

(エ) 前ウの開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャツ

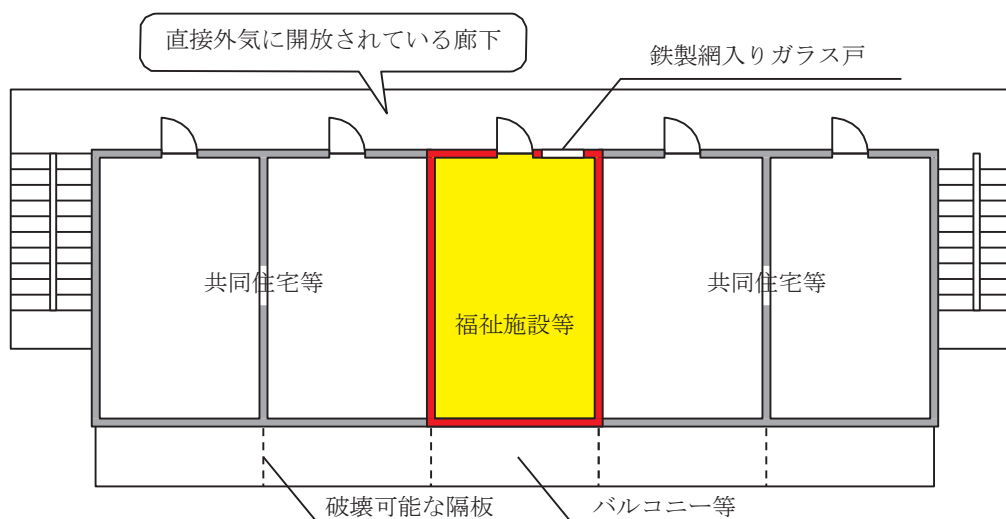
ターを除く。)で、常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。（複合型居住施設省令第3条第3項第4号関係）

※ この場合、随時閉鎖式の防火戸を居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火戸に近接して当該通路に常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の防火戸とすること。

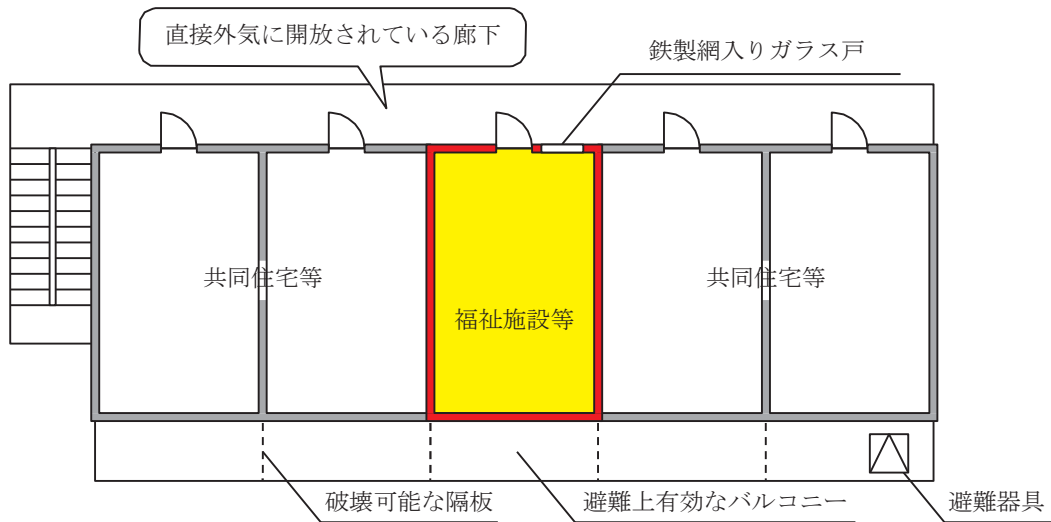
(オ) 直接外気に開放された廊下に面する直径0.15m以上の換気口等には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設ける必要があること。

(カ) 複合型居住施設省令第3条第3項第4号かっこ書きの「2以上の異なった経路により避難することができる部分」とは、当該福祉施設等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難できるようにするため、2以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。）を確保していると認められるものをいうものであること。（第11の4－8図参照）

（廊下の端部に設けられた階段により、階段まで避難上有効に避難できる場合の例）



(避難上有効なバルコニーに設けられた避難器具により、避難階まで避難上有効に避難できる場合の例)

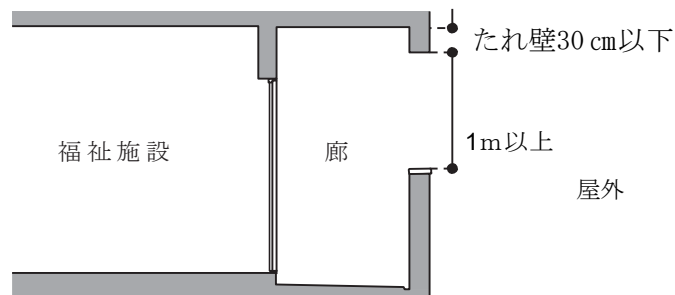


第11の4-8図

(キ) 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。(複合型居住施設省令第3条第3項第5号関係)

※ なお、ここでいう「主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面している」とは、特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防庁告示第3号)第4第2号(4)又は(5)に定めるところによるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうものであること。(第11の4-9図参照)

(直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下の例(断面図))

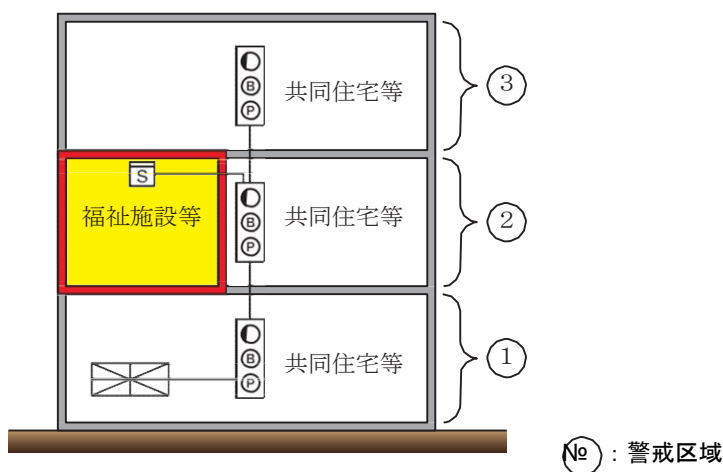


第11の4-9図

イ 警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する政令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、前1(5)を準用すること。

なお、各階ごとに発信機を設ける場合は、別に警戒区域として設定すること。
(第11の4-10 図参照)

ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第1号の規定によるほか、前1 1 特定小規模施設用自動火災報知設備を準用することができる。



第11の4-10 図

ウ 受信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定によるほか、前1「受信機」を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、前1 1 特定小規模施設用自動火災報知設備を準用することができる。

エ 感知器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第23条第4項から第8項まで並びに省令第24条の2第2号の規定によるほか、前2「感知器」を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあっては複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号及び第3項の規定によるほか、前1 1 特定小規模施設用自動火災報知設備を

準用することができる。

なお、福祉施設等の床面積の合計が300㎡未満の場合に設置される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、連動型警報機能付感知器を設け受信機を設置しない場合は、共同住宅等部分を含め感知器を設ける必要があること。

オ 中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第23条第9項の規定によるほか、前3「中継器」を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、前11特定小規模施設用自動火災報知設備を準用することができる。

カ 発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第8号の2の規定によるほか、前4「発信機」を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、前11特定小規模施設用自動火災報知設備を準用することができる。

なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、発信機は防火対象物全体に設ける必要があること。

キ 地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第5号の規定によるほか、前5「地区音響装置」を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、前11特定小規模施設用自動火災報知設備を準用することができる。

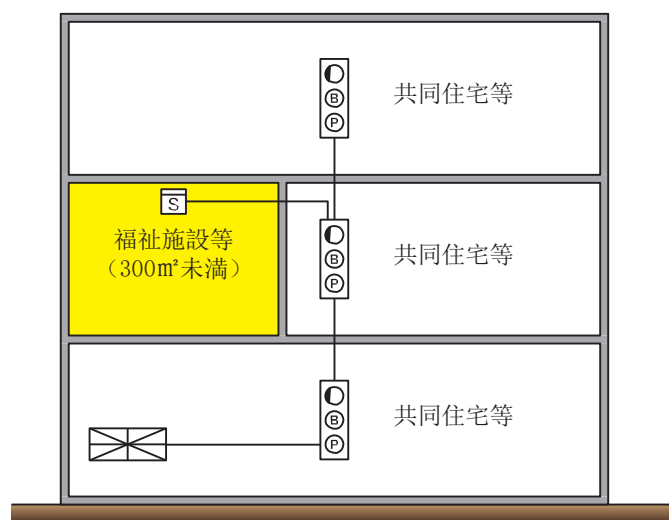
なお、居住型福祉施設の部分に一定の区画等がされている場合には、共同住宅等の部分の感知器の設置が免除されるが、地区音響装置は防火対象物全体に設ける必要があること。

ク 配線は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第1号の規定によるほか、前8「配線及び工事方法」を準用すること。ただし、福祉施設等の床面積が300㎡未満の複合型居住施設で、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合にあつては、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、前8「配線及び工事方法」を準用することができる。

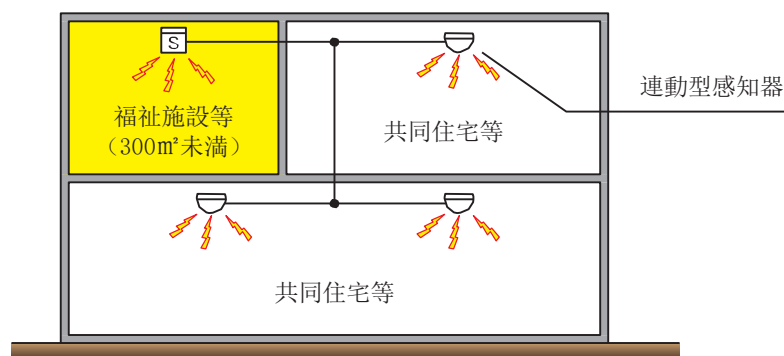
ケ 常用電源及び非常電源は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第2号の規定によるほか、前11特

- 定小施設用自動火災報知設備を準用すること。
- コ 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法については、自動火災報知設備設置基準を準用すること。
- サ 蓄積付加装置は、前1(6)「蓄積機能」を準用すること。
- (5) 複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取り扱い複合型居住施設省令第3条第2項に規定する複合型居住施設に自動火災報知設備を設ける場合の取り扱いは、次によること。
- ア 複合型居住施設の区画等の取り扱い前(4)に規定する一定の区画がなくとも自動火災報知設備を設置することが可能であること。
- イ 警戒区域は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する政令第21条第2項第1号及び第2号の規定によるほか、前1(5)を準用すること。
- ウ 受信機は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第2号から第4号まで、第6号から第8号まで並びに第24条の2第1号及び第4号の規定によるほか、前1「受信機」を準用すること。
- エ 感知器は複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第23条第4項から第8項まで並びに省令第24条の2第2号の規定によるほか、前2「感知器」を準用すること。
- オ 中継器は複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第23条第9項の規定によるほか、前3「中継器」を準用すること。
- カ 発信機は複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第8号の2の規定によるほか、前4「発信機」を準用すること。
- キ 地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第5号及び第5号の2の規定によるほか、前5「地区音響装置」を準用すること。
- ク 配線は複合型居住施設省令第3条第2項において準用する省令第24条第1号の規定によるほか、前8「配線及び工事方法」を準用すること。
- ケ 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法については自動火災報知設備設置基準を準用すること。
- コ 蓄積付加装置は、前6「蓄積機能」を準用すること。
- (6) 複合型居住施設に特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合の取り扱い複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きに規定する複合型居住施設に特定小規模施設用自動火災報知設備を設ける場合の取り扱いは、次によること。
- ア 福祉施設等の部分が300㎡未満である場合には、前(4)に規定する一定の区画がなくとも特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能であること。ただし、この場合において、受信機が設けられていないものにあつては、共同住宅等の部分の感知器を免除することができないこと。(第11の4-11図参照)

(受信機が設けられている場合の例)



(受信機が設けられていない場合の例)



第 11 の 4 - 11 図

- イ 警戒区域は、複合型居住施設省令第 3 条第 2 項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、前 1 (5)を準用すること。
- ウ 受信機を設ける場合は、複合型居住施設省令第 3 条第 2 項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第 3 条第 3 項の規定によるほか、前 1 「受信機」を準用すること。
- エ 感知器は、複合型居住施設省令第 3 条第 2 項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 項の規定によるほか、前 2 「感知器」を準用すること。

- オ 中継器は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、前3「中継器」を準用すること。
- カ 発信機は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、前4「発信機」を準用すること。
- キ 地区音響装置は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第3項の規定によるほか、前5「地区音響装置」を準用すること。
- ク 常用電源及び非常電源は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3号及び第3項の規定によるほか、自動火災報知設備設置基準を準用すること。
- ケ 配線は、複合型居住施設省令第3条第2項ただし書きにおいて準用する特定小規模施設省令第3条第2項第3項の規定によるほか、前8「配線及び工事方法」を準用すること。
- コ 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続方法については、自動火災報知設備設置基準を準用すること。